

岳洋小河 次郎先生序
英國多羅 句先生原著
霽月松尾 音次郎先生譯

◎ 刑罰及犯罪豫防論

全壹册

定價 版七拾三錢
郵稅 拾三錢

監獄官練習所の開設近きありと、今回の練習は斯道の進歩と共に又先年の比ならざるべし、學科の進歩、研究の高尙に赴けるは疑ひなかるべし、聞説、クロチ博士も教養の勞を取らるゝと、然らば練習生諸君は勿論吾か監獄世界の學生諸君か斯道の研究は層一層温奥に進まずんはあらず、極めんか孰れの書籍に據らん、進まんか何等の材料に由らん、固より我が法制に獄制に精進せざるべからずと雖も其温奥と云ひ高尙と云ふは所謂精神的の修養、所謂比較的研究、所謂學理的實驗によらずんはならず、諸君の知らるゝ如く斯界の眞書亦少なからずと雖も斯くの如き熱注に満足を與ふる書物とては横文書の外多からず予輩の甚だ遺憾とする處なりしを霽月堂主人松尾先生鋭筆を以て本書を精譯せられたるものなり、

本書の著者は監獄界雜誌上に諸君と共に其名を知れる英倫ハワルド協會の書記にして其會名に負へるはワルドの遺志を繼きたる監獄改良論者として刑事學者として法學者として今や歐洲大陸に英名噴々たる名士なり、氏は卷首に犯罪と社會の關係に就て細説し次に監獄警察を説きて各種弊害の根本を論し進んで行刑の要を詳説し之を歐米の現況實例に照らして論極せられたるものなれば實に吾人が探究の要を充たす眞書と云ふべし、

乍去本書の需用未だ多からざると認め先きに僅々五百部を印刷したるに讀者は既に其負を満たした依りて今回再び印刷に附したるを以て諸君の愛讀を煩はさんと爰に之を廣告す

出版元 神田區南神保町八番地
警察監獄學會 出版部
大日本監獄協會 出版部

三版豫約募集

前内務大臣 板垣伯爵 閣下 序
警務局長 小倉 久君 序
逓信省通信局長 文藝士 久米金 彌君 序
監獄局長 事務官 小川 滋次郎君 序
監獄局計表課長 山上 義雄君 跋
中浦村 襄君 合著
三田定次郎君

監獄學。實務要領
刑罰法。刑事訴訟法
裁判所。構成法
懲罰法。行政法
會計法規。統計學大意

監獄官教科書

菊判 八百頁餘
用紙和製上等
總タロース金字入美裝

定價一部金一圓豫約申込者に限り實價金七十五錢但無送送料
豫約申込期限は更に本年三月十日限り。代金は郵便爲換を以て東京四谷區愛住町二番地警察監獄
學會磯村政富宛を以て着本直に郵送金相成たし但一府縣百部以上取纏め申込の向へは三ヶ月。
二百部以上は五ヶ月賦拂の御請求に應じべし。送金は四谷郵便局に限り。製本完成後付申込次
第送本致候(一個人の申込に前金を要す)

發行所

東京市四谷區
愛住町二番地

警察監獄學會

内務省監獄事務官 小河滋次郎君序
 警 察 監 獄 學 會 編 纂 太 郎 君 序

監獄英語必携

全

- ポツムット入小本
- 和來上等紙
- 定價一部三十五錢
- 紙數四百餘頁
- 本綴總クロース
- 金 字
- 入
- 遞送料一部金四錢

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名藉を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字引として之に附す其編纂の如きは實務家及内外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閱を経たるを以獨習及實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり故に司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋歲月を積み内地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんことを期せられんこと切望に堪へず

●豫約減價一部前金三拾錢
 一豫約部數の外若干の殘本あり此際至急御申込の向は豫約減價を以御需要に應ずべし但本書は最早再版に付せざるを以て折角御申込を得るも殘本の外は御謝絶申上ぐべし

警察監獄學會
 (持込料添)を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村政富宛名を以着本の上直に御送金ありたし但郵便爲換は東京四谷郵便支局に限る



君彌金米久長局信通省信遞



君雄茂山若獄典監治集京東 君壘之直田永長署獄監鴨巢獄典視警

à Monsieur Ogawa
à respectueux hommage



St. Gallen 3 April 1895
H. H. H.

白耳義國のユース・スパーン氏肖像

監獄雜誌第十卷第貳號

(明治三十二年
二月二十日發行)

社 說

○監獄建築は監獄改良の神髓なり

最近監獄改良事業の漸次發達するに従ひ獄舎の改築は目下焦眉の急務に屬し一日も緩ふすべからざる緊急事業たるは監獄當局者の異口同音に唱ふる所にして是れ洵に條理を得たる說なりとす、何となれば獄制の改良如何に進歩を見るありと雖も、法令如何に完を盡し美を極むるありと雖も、獄舎にして完全なる設備を見るにあらざれば到底其目的を達すべからざればなり、從來動もすれば世人が監獄を目して犯罪學校なり、罪惡の練習所なりとの批評は強ち無理ならずと云ふも其罪獄舎の不完全に歸せずんばあらざるなり、是れ蓋し全國多數の監獄は概ね舊時の米廩倉庫を改修し漸く監獄の外形を備ふるに過ぎざるを以て其腐朽傾頽に趣かざるものに在ても或は監房尨大に失し或は配置其當を得ざるより多數の戒護者を要するのみならず勢、監房に不足を告ぐるより獄則の別異法すら勵行する能はざる等の爲め玉石を混淆し一房に合居せしむるの結果不聞不知の間に犯罪の秘術を習得し再犯三犯と其犯數を重ねるに従ひ眞民に復歸せしむるの難事たるは勿論矯正防遏の目的を達すること到底庶幾すべからざるの事實たるを免かれず、顧みて一面地方經濟の實況を觀察するに年々地方の負擔益々其多きを加へ必要の經費に向てすら猶之を支辨するの費途

說

社

(-)

に窮するの今日に於て新たに監獄の建築改營を計畫設計するが如き餘裕は殆んど絶無なりと云ふも余輩は其言の輕言にあらざるを信ず、加之明治二十三年の頃監獄費國庫支辨論を帝國議會の議に上りしことあるより猶更ら多費を支辨して監獄改良を幫助するが如きことは到底地方議會の協賛を全ふすることを得ざるなり是れ實に地方經濟に在ては年々其負擔を増嵩すると共に早晚監獄費は國庫支辨に屬するの日あるを期待せるに依らざるはなし現に明治三十二年度府縣費豫算中監獄建築費の議決額を見るに全國四十五府縣を總計するも僅かに七萬六千六百八十六圓餘に過ぎずして之を既往兩三年前に比較するに實に其半額にも達せざるの割合となれり、加之此七萬六千六百八十六圓餘の内には石川縣監獄建築繼續費の年度支出額二萬三千八百五十八圓、鹿兒島縣監獄移轉改築敷地購入費一萬五千九百七十六圓餘を控除せば差引金三萬六千八百五拾四圓にして此僅々たる費額を以て残る四十三府縣の監獄建築費に充用するものなりと云ふ、而して尙ほ之を細分すれば毫厘の建築費を議決せざる地方さへ十府縣あり偶々多少の建築費を議決せるありと雖も漸く其腐朽の甚しきものに向てのみ一部の綱維、姑息の改築を設計するに過ぎざるが如し、果して然らば今日の實況を以てして今後尙は數年間監獄費國庫支辨法律案の遂行を緩ふするあらんか獄制の改良得て期すべからざるのみならず全國の監獄は悉く皆腐朽して雨露をだに凌ぐ能はざるに足るは炳然として火を賭るが如けん、去れば監獄建築の事たるや巨萬の資を要するを以て之を今日の地方經濟に強要するは到底負擔の堪ゆる所にあらざるを以て政府は宜しく之に應ずるの胸算覺悟なかるべからず、加ふるに改正條約實施は近く目睫の間に逼り外國人を拘禁するの設備なかる可らざるに依て之を見るも今日に於て之れか計圖を爲すにあらざれば外は以て國家の体面を傷け内は以て犯罪の防遏矯正を期するを得ざるに至らんとす、况んや余輩の見聞する所に依れば全國中改築新營に逼れる府縣多きに於てをや、現に警視廳鍛冶

橋監獄署は現在の敷地に中央停車場設置の議既に確定せるよりは是非此兩三年間に他に移轉せざるべからざるの必要に逼まれるあり其他千葉縣、茨城縣、奈良縣、富山縣、三重縣、青森縣、岐阜縣、宮城縣、長崎縣、鹿兒島縣等改築急務を要す、故を以て從來曾て或は改築の設計を爲し或は地方議會に之れか建築費を要求せし地方なきにあらざると雖も地方議會は之を協賛するに吝なるより荏苒今日に至れり、是れ實に獄制改良の一大缺點と謂はざるを得ざるなり、故に政府は此際万難を排して監獄費の全部を國庫支辨に改むるの必要ある所以にして若し假りに國庫財政上の都合に依り今遽かに本案を遂行するの餘裕なしとせんか是非建築費の全部たりとも之を國庫の負擔に移すへきこと一日も差擱くべからざる急務中の急務なりと謂ふべし先年政府は獄舎改築の必要を認むるの急なるより監獄建築費國庫補助法案なるものを議會に提出せんとし之れか調査を遂げたることありと云ふ、而して之を今日より推考するに是れ實に止むを得ざるの窮策に出でたるものと謂はざるを得ず、抑も國庫補助なるものは或る事業の起業發達を獎勵するにありと雖も既に其名に於て補助と云ふ以上は其基金は是非其起業者の支辨たらざるを得ざるを以て假りに監獄建築費に向て幾分の補助を與ふるとするも其非補助額は勿論總額に於て地方議會の是認を経ざるべからず、然らざれば即ち國庫の補助率を知る能はざるを以てなり、果して然りとせば今日現に涸渇したる地方經濟を以て巨萬の費金を投して獄舎を改築するに堪ゆる府縣夫れ幾何かある是れ寔に多年の實驗に徴して明かなる事實にして譬ば比較的之れか負擔に堪ゆる地方に於ては進て不急の工事を起すこと、なり他方に於て腐朽急務を要する地方は却て絶對に其起工を施爲する能はざるか如く偏依し政府は全國獄舎改築の緩急を圖り之れか起工を強要する能はざるの結果を見るに至るの恐れなき能はざるなり、加之幾分の補助とせば是非其率を府縣會の決議額に依らざるべからざるを以て其補助金額は豫め之を測知する能はざるより從て國庫歳

出上に變動を興ふること尠しとせず、現に警察費國庫補助金に對し年々豫算外の費用を要し豫備費の支出を請求するの止むなきに至り整理上の不便尠なしとせずと云ふ、警察費の大部分は其性質經常費に於て既に然り況んや新營費の如き臨時費に在ては一層財政整理上の不都合を見るの虞れ多きに於てをや、是れ監獄建築費の幾分を國庫補助となすの當を得ざる所以なりとす、要之監獄の建築は監獄改良上必要の機關にして一日も猶豫すべからざるを以て政府當局者は此際少くとも監獄建築費の全部を國庫支辨となすの準備覺悟あるを要すと云ふにあり讀者幸に之を諒せよ

●出獄人保護事業に就き富豪家に望む

社會發達の顯象は優勝劣敗の原理に支配せられ生存競争の結果、貧富相隔絶し富者益々榮へ貧者愈々貧に陥り九尺二間の裏店にすら糊口する能はざるより終に犯罪を餘義なくするに至るもの尠しとせず、宜なる哉近時社會問題の頻りに世に唱道せらるゝに至りしは要するに社會改良の必要を認められたるにあらざるはなし、世人口を開けは即ち曰く貧民救助、曰く出獄人保護、曰く労働者保護等其主もなるものなりと雖も其聲の大なる割合に未だ其端緒を開くに至らざるは要するに之を或數者の慈善家の手に放任し社會に身分名望ある人士の此問題に注意傾心する者の尠なきに依らざるはなし、貧民救助、労働者保護事業の如きは必要は必要に相違あらざるべしと雖も就中出獄人保護事業に至ては社會の罪族を免除するに必要不可缺機關にして斯事業の勃興するにあらざれば法令如何に密なりと雖も、監獄の制度如何に完備すと雖も能く犯罪を消滅若くは減少する能はざるは炳として夫れ明なり、余輩熟ら出獄人保護事業の發達に付我國の現

況を觀察するに往々此舉を企つるものありと雖も其基礎の確立且奏効の顯著なるもの幾何ありやと云ふに至つては遺憾ながら全國二三のものを除くの外、未だ能く之か摸範たるものなきか如し、豈に我國文明の缺點と云はざるを得んや、故を以て政府夙に此事業を奨勵する所ありと雖も大聲俚耳に入らざる諺に漏れず世の所謂富豪家たるものにして斯事業に對し親しく耳を傾くるもの、少なきは余輩富豪家の爲めに取らざる所なり、畏くも先年英照皇太后の崩御に際し、帝室より慈善救済の資を補助せられん爲め多額の御下賜金のありたる當時余輩は必ず本賜金の幾部を以て出獄人保護事業の基本に充てらるゝことなるべしと想像し余輩の希望を論じたることあり、然るに爾後二年有餘の星霜を経たる今日尙此事業の勃興を見ざるのみならず其御下賜金の處分をさへ未定の間に在りと云ふに至ては余輩の慨嘆に耐へざる所なり、即ち今日尙は監獄内に別房留置人の多數なるは此事業の發達せざるを證するに足るべきなり、此頃其筋の調査に係る別房留置人の數は全國を通して無量千七百七十四人にして之を四五年以前の統計に對照するに依然として常に同數を保てるを見る、是れ畢竟犯罪者の増加に伴ふものなるか如しと雖も却て犯者の總數は反比例の現象あるを見る、果して然りとせば今日尙は監獄内に多數の刑餘者を留置するは之れか保護機關の備はらざるに職由せずんばあらざるなり、諺て余輩か日々新紙の報する所を見るに世人の所謂富豪家にして數百若くは數千金を惜まずして外妾を圍ひ又は驕奢綺羅の美を盡し別莊を然かも數ヶ所に構ふる等の事實は點々之を指摘するを得へし是れも即ち富豪家の樂土なり仙境なりとせば其人の幸福たるに相違あらざるべしと雖も苟も博愛なる同情を以て監獄内の同胞を救恤庇護するの念なきに至ては余輩人生の義務を盡したるものと認むる能はざるなり、此頃或富豪家か數十萬圓を醜出して私立學校を創立せんとの美舉ありと聞く、是等は實に富豪家の社會に盡すべき義舉美德なりとす、故に余輩は之を以て好摸範を示せるものとし

て感賞措く能はざる所なり、同胞の子弟を教育する學校の設立素より公共事業の最なるものなりと雖も刑餘頼る所なき國民同胞を囹圄の外に救出し業を授け衣食を得せしめ餘生を樂ましむるは徒に救護せらるる同胞の幸福なるのみならず、廣く社會の危害を除き犯罪を減少若くは消滅するの唯一手段にして依是國民全般に享有すべき福祉は夫れ幾何ぞや如斯して而して後富豪家の義務を盡したりと謂ふべし世の慈善者並富豪家たるもの宜しく此事業に向て三省する所あれ

論

説

左に譯載する論文は不定刑罰の實行家として其名世界に知られたる「エルマイラ」感化監獄の典獄ズイ、アール、プロックウエー氏、昨年十月米國インディアナ市に開設せられたる米國國立監獄大會に於て朗讀せられたる一大論文なり、議論精密にして原文頗る流暢を極む之を日本語に翻譯する如きは金玉の至寶を瓦石にするが如し、看官其れ之を察せよ、
譯者 謹誌

○監獄改良の理説及經驗

米國「エルマイラ」監獄典獄

ズイ、アール、プロックウエー

犯罪に關する一切の統計を精密に調製することを得ば頗る利便多きに幸か不幸か目下之を得ること能はざれば頗る遺憾なりと謂はざるべからず、

犯罪統計

昨年の犯罪統計は教授ヘンドルソン氏の指揮に依りて「シカゴ」大學のユアン、マンフォード氏は稍々精密なる統計を調製せり、素よりこの統計を以て完全無缺の結論とは言ふ可らざるも又大に斯學の參考たるべし、マンフォード氏の統計に據れば米國に於て年々犯罪者の總數は七十二万の多きに達し、而して監獄に拘禁されしもの二十六万人、未決監、少年監を合すれば凡ての監獄を通じて罪囚の數八万五千人なりとす、而して此等の犯罪者の爲に消費する經費は警察、裁判、監獄及其他を合して五千万弗なり、(クレア、マックウイー氏は六千万弗とも云へり)

犯罪の社會を腐敗せしめ、害毒を流布することは殆んど豫想の外なり、誠に犯罪は社會微菌にして恐るべき惡疫の先驅たりと云ふべし、此犯罪の害毒に付き深く考究精察の勞を取りしはダグデール氏にして氏は一千八百七十七年「ニウヨーク」監獄協會保護の許にチユーク家と稱する一小冊子を公刊せり、チユーク家の母始祖にして犯罪の汚痕を遺せしもの歳を経ること七十五年兒孫の繁殖せること一千二百人なり、而して此中に於て極貧者たりしもの二百八十人、犯罪人となりしもの百四十人、逮捕審問に預りし者二百五十人、習慣的窃盜者たりしもの六十人、殺害者若くは殺害せられしもの七人、惡疫に傳染せしもの四百四十人にして又私生兒を擧げたるもの若くは賣淫者たりしもの三十人、夭死者三百人なりと云ふ、ダグデールは此家族より出でし兒孫の爲に消費せし公債を算して百三十万〇三千弗とせり、是を以て見れば眇たる一家族が罪惡の種子を社會に散布せる恐るべき天魔の根源となりしを知るべし、果して斯の如きものが社會に罪惡及禍害を蔓延せしむる勢力たらんか社會は自ら破滅を被むるに至らざれば止まざるべし、然れども自然の法則はこの破壊的勢力に對するに組織的勢力を以てせり、即ち教育、宗教及本會の如きはこの組織的勢力を代表せるものにして將さに來らんとする此等恐るべき害毒を社會より杜絶せしむべき責任を有せ

り。
 犯罪の増加は米國に於ては普通人口の割合に比して超過せず、又英國及ウエールス及其他の各國に比するも米國は犯罪増加の度甚しからざるなり、犯罪の總數を算立せんとするには未だ確實なる方法を發見せず、拘禁と逮捕のみにては犯罪の數を見るに明白なる標準となすに足らず、宣告せられたる平均刑期に據りて見る時は稍々犯罪數の増減を測定するを得べし、勿論宣告の如き各國各例に依りて其標を一にせず、地方廳と裁判所は其宣告法を異にするが如きことあれば充分確實なりと云ふ能はず、我國の刑法學者博士ワインズ氏及倫敦「ハワード」監獄協會タラック氏等の言に徴するも英國に於ける宣告法は頗る不規則にして一定せず、蓋し判檢事は各其流儀に依りて刑の適用を異にするを以てなり、と一千八百九十七年の最末に於ける英國監獄平均宣告の刑期と死刑及び一年未満の者を除き二年〇八にして同年に於けるニウヨークの平均宣告刑期は四年五四なり、今英國の報告書に依れば此種の犯罪者の數は英國監獄に於て五千四百人を有し、ニウヨークの平均刑期に從へば一万一千七百十八人となるべし、該報告に據れば英國及ウエールスに於ては犯罪數の七割五分は拘禁せられずして科料等に處せられ、拘禁せられたるもの、九割八分は一年未満なることを示せり、英國の諸報告は犯罪の總數一年六十万三千九百三十四にして之を一般の人口に比すれば五十に對する一なり、而して合衆國の人口を以て七千二百万とすることを誤りなしとせば犯罪者の比例は人口百人に對する犯罪者一人の割合なり、以上列記せる所のものは科學的統計に標據せる事實にあらずとするも最も眞實に近きものなれば合衆國に於ける監獄改良の成績は未だ好真と云ふを得ざるべけれども他國に比して頗る好望の地位にあるを知るなり。

犯罪の九割強は重罪にあらずして輕罪たることは注意すべき要點にして此等の罪囚は未決監、勞役監、郡

監獄等に於て一年未満の刑期に服するものなり、此等の犯罪に對しては未來に於て一層の注意を要すべきことにして、警察署、裁判所、監獄は獨り輕罪囚につきて處理する所極めて多し、ニウヨーク市に於ては一千八百九十六年輕罪犯者をして特別開期の裁判に依りて判決せられたるもの六万六千四百〇二人なりしも重罪犯者として普通開期の裁判に附せられしもの四千五百二十三人に過ぎざりき。然れども犯罪の増殖を防制せんとするには獨り法律若くは監獄にのみ依頼して一般社會の注意を喚起し刑法並びに輕罪犯者を處遇する監獄則を改正するにあらずんば到底其結果を見ること能はざるべし、輕罪犯者は必ずしも重罪犯者に助長するが如きことなしと雖も是等社會の秩序を紊亂する犯罪人の家庭は他日重罪を犯す要素を作るの憂あるを免かれず、然るに世人は深く如斯點に向て豫防に熱心を現はさざるは如何にも怪訝に堪へざるなり、苟も公安保持の爲め一度び刑罰を受けたる犯罪者をして爾後再び罪惡をなさざらしめざる様法律を制定し、社會が之に向つて注意を與ふるならば必ずや重罪犯者を減少するや疑ふべきにあらず、換言せば常の慣習として妄りに妻女を毆打し、淫蕩に依りて家族を貧困に陥らしめ、若くは自他を以て社會の秩序を紊亂して公安に危害を加ふるが如き暴狀亂行は宜しく之を嚴禁すべく、苟も社會一般の注意にして法律制度をして制裁の効力を強からしめ幾多の輕罪犯者をして悔悟せしむるに充分に周到に且つ懇切ならしめば幾多の罪惡に伴ふ貧窮者を救ひ、幾多の墮落疾病の源泉たる亂酒姪行を防ぐこと敢て難事にあらざるべし、思慮深き良市民は社會制裁に重きを置くと同時に常に法律の堡障となり、之が強行を努む、社會の文明愈々進歩するに従ひ犯罪を防止するの法律は愈々嚴密ならざるべからず、然らずんば疑もなく貧困と犯罪は決して地上に跡を斷つ時あらざればなり。

犯罪の原因

人口の増殖し社會の進歩につれ人類の需用著しく増加し、劇甚なる競争は生存場裏に起りて斯に生活の困難を現出し終に限りなき犯罪の原因とはなるなり、而して下層社會は益々謹慎の念なく欠乏放縱は救ふ可らざる窮迫に導き此窮迫に苦む兒孫は正業に就くの能力を失ひ勤勞を嫌惡して益々墮落の淵に陥るなり、於是乎世の富豪家は此等無告の窮民を救はんが爲めに慈善事業を起すに至れり、抑々犯罪の九割は財産に關して犯せる罪なり、蓋し缺乏の増加を以て直ちに禍害となすこと難し、否な寧ろ人類の缺乏は社會の進歩の基礎たるに相違なしと雖も要するに財産の安全は社會の眞實なる根據たれば従つて生活問題は財産に付き犯罪を起すは自然の數と謂はざるべからず。

犯罪者の墮落する原因は其遺傳たりや、將又境遇の關係たるべきやは實際上問ふべき要を見ず、嘗だ其れ犯罪者の不完全たるものたることを知らざれば足れり、蓋し犯罪行為を防止する方法手段は別に其原因の遺傳若くは境遇たるや否やに依りて異なる所あらざればなり、又犯罪者の道德的責任問題に關しても之を討究するの必要なし、彼等を驅りて良市民に感化せんとすれば實質上彼等に道德的責任の有無を問はず同一方法に出でざる可らざればなり、而して彼等が行為は兎も角も自然の勢として社會に對し責任なかるべからず。

犯罪人

監獄に拘禁せらるゝ囚人は豫想よりは概ね年齢若くは經驗に於ては頗る老熟なるものなり、ニウヨークに於ける成年重罪犯罪者の七割は犯罪をなせし時三十歳以下なり、概して犯罪者は性情劣等なるものにして之を二種に分類し得可し、即ち一は缺損^{Defect}せる性情の外面に暴露せるものにして、二は或特有的才能の喚發せるものにして其心意的道德的缺所を隠蔽せるものなり、而して彼等の過半は其處此處の警察、留置所、未決監、監獄等に拘禁せられたる者なるが爲に曾て整然たる社會生活に慣熟せざるなり、十ヶ國の公報に徴するに、その犯罪の四割は一度ひ服役したる再犯者なり、而して其六割は實際無學文盲の徒なり、而して其全數の三分の一は在校中の怠惰生、及び狹巷街端にありて惡團體を造り惡習慣に染みたる浮浪の徒なり、彼等は普通の想像力を缺き又此等の階級の人民が有する名譽心をも合せて缺くものなり。

概括して言ふ時は犯罪人は一般不正直にして品性^{キヤラクター}頗る賤劣なるのみならず無慈悲にして兇獫なるを常とす、余が觀察する處に據れば犯罪人に於て屢々見る所の文學者若くは感情家は五萬人の犯罪者中未だ曾て一人をも見しことなし、概ね彼等は徒黨を結びて良民の安寧を害し一時の過誤より犯罪せしが如きは極めて稀なり、彼等の多くは先天的犯罪者の階級に屬し十中八九は犯罪に陥るべき資質を具備す、而して彼等の犯狀を研究すれば彼等は決して社會の制限と規則に従順なるものにあらず、彼等は自ら處理するの道を過り、眞正の利益に反對せる行為を敢て認許して濫りに放縱なる自由を企圖せり、而して他の犯罪者にして一旦犯罪を行ひ収監せられたるものと未だ犯罪を行はずして獄中の經驗なきものとは彼等の階級に於て其性質上著しき差違あるを見る、一度ひ拘禁せられたるものは仮令改良せらるべしと雖も遷善改過につきては頗る困難を感ぜざるを得ず、蓋し彼等が一度ひ犯罪者として繫獄の味を知る時は未だ曾て有せざりし惡性情即ち自暴自棄の念慮を生ずるなり、犯罪者の監獄に在るや政費を以て養はるゝが爲に生存競争の苦を免がれ、口を糊する爲の辛酸を忘却し、習ひ性となるが爲に出獄の後と雖も正業に勉勵するの精神を失ふなり。

刑學上の二學派

犯罪及刑罰に關する大問題は前世紀に於て熾んに唱導せられ（當時米國にありては監獄制度主義實行の時

代なりき)殊に米國にありては過去三十年間國立監獄大會の吹鼓によりて監獄改良盛に唱導せられたるが爲に大に社會の注意を喚起せり、當時刑罰論の思想二派に分れ、犯罪者の處遇につきては監獄の目的並にその主義に關して全然論據を異にせり、一派は古典派(クラシカル)と稱して歐羅巴各國に行れ、「刑罰は主義にして犯罪の防制は附帶なり」との説を唱へ、他派は實驗派と稱して亞米利加に行はれ全然歐洲主義と正反對にて「犯罪の防制は主義にして刑罰は附帶なり」との説を主張せり。

判事フライ卿曰く刑罰論の根底は罪科に適當する苦痛を與へんとするにありて世界は未だ之に對して満足なる研究を發見せず、尙ほ深く考究せざる可らざるは犯罪行為の道德的性質なり、古典派の論ずる處又斯の如し、即ち曰く刑罰の大本は道德的基礎にして要質(エッセンス)は真正の道德的制裁なり、而して刑罰の目的を完ふするには苦痛を被らしむるにあり、而して彼等は刑罰に附帶せる第二の目的としての犯罪の防制、犯罪の鎮壓、犯罪者の改良等を挙げたり、この派の説に従ふ時は刑罰の目的は犯罪者を改良するにあるよりも罪科を賠償せしめんとするにありと謂ふべし。

(未 完)

○典獄交迭の頻繁なるを歎す

若山茂雄君

監獄事業は専門にして然かも高尚なる一種の専門事業に屬す、此事業に従事するものは専心一意獄事を以て終生の事業となすの熱心家にあらざるよりは此事業を委し此事業を任ずる能はざるなり

法制如何に完全無缺なりと雖も之を運轉活用する其人を得ずんば其弊や管に往法死文のみにして止まらず

或は寧ろ法なきに勝るものあらん語に曰く其人存すれば則ち其政舉り其人亡即ち其政息むと法は死物のみ運用の妙實に其人に存す豈に慎まざるべけんや

苟も其人を得んと欲すれば能く此途に通曉し實際に經驗ある此途の老練家に求めざるべからず昨は普通の行政事務を執り又た轉じて警察事務に従事し一轉して郡務に執掌する如き多能の人としては稱するに足るべきも司獄官としては鑑壹文の價値だも有せざるなり况んや典獄を以て他官の踏臺となすの徒輩に至りては根本的司獄官たるべきの資格なきものなり

近時一奇談の耳朶に到達せし事あり某司獄官他官に榮轉し欣喜措く能はざるも其轉せし某官の位置は甚だ危險なる職分にてありき一日或人に語りて曰く余幸に榮轉せしも其位置甚だ危險永く其職に堪へざらんことを怖る、寧ろ司獄官の危險無くして安寧なるに若かず請ふ他日司獄官に復歸せんとす君幸ひに轉旋の勞を執れど或人戯れ半分即答に頂門に一針して曰く間夫して離縁せし女と再縁する男子はなかるべし寧ろ大に反對の側に立ち其復歸を妨害せんと語終りて呵々大笑したれば某首を掻き又一語を發せざりしと此談片素より齊東野人の語にして探るに足らざるの事なるべきも又一方より考ふる時は司獄官を以て他官の踏臺となし去りて得々たるもの語としては敢て怪訝すべきにあらざるのみならず今日の狀勢に徴し其必無を保し難きを奈何せん

若し如斯徒輩を司獄官として任用し前途此事業の難關に處し法の運用を美妙にせんことを望む恰も水に入りて火を探ると一般ならん

余輩は甚だ歎ず我監獄界は交迭頻繁にして年々歳々多きは拾數少きも六七典獄の交迭を見ざる時なく交迭又交迭殆んど繁に堪へざるものあり甚だしきに至りては壹監獄署に於て僅々壹年有餘の間七回の交迭を見

るに至れり新陳代謝は事物自然の理なるべく且つ實際止むべからざる事情の存するありて然るべきも深く此途の爲めを思へば痛歎に堪へざるものあるなり

試みに一典獄の任期を平均せば僅々數月に過ぎず如何に敏腕家なりと雖も此僅日月にして監獄事務の整理を希圖すべけんや否事務の一階梯一初歩だも實行し得ざるべし如何にして多數在監人の性行を始め遇囚諸般の要務を實行し得べけんや、否其番號姓名だも記憶するの暇なかるべし偶々熱心家ありて銳意其所信を遂行せんと欲するも腹案未だ全く整頓せざるの時に於て早く已に轉任の辭令に接す部下の吏員は典獄の交迭を以て行旅の人を送迎する如くに感じ在監人は依て以て父母と頼み、依て以て改過歸善の標的とし生命財産も亦依托すべき重大なる關係を有する典獄其人の交迭を以て痛痒關せざるもの、如し典獄に對する部下吏員及在監者の感情をして其最も密着の關係あるにも拘はらず如斯道路に相逢ふ人の如き觀を爲すに至りては獄事思想なきものはいざ知らず苟も獄事思想の存するものは誰か長大息せざるものあらんや、現今監獄事務の比較的其整理を欠くは蓋し典獄交迭の頻繁なるもの儘に其一因たるを疑はず

抑も監獄事業の整否は國家の消長に關する莫大にして須臾も忽諾に付し得べきものにあらざれば此を以て識者夙に審案討究を盡し今や治獄の法制遠く昔日の比にあらす亦長足の進歩と云ふべきなり、然り而して其實績に至つては進歩遅々尙往々昔日の觀を呈する事あるを免れず其故如何曰く典獄其人、典獄を以て他官の踏臺となすと其交迭の頻繁なるに基因せずんばならず職に典獄に在るもの銳意鞠躬歲月を重ねて辛ふして經驗の効を收めんとするに當り忽然轉任の已むべからざるに至る、從來治獄の實績を奏すること能はざりし所以のもの豈に亦怪むに足らんや

嘗ろみに監獄を以て之を人身に譬ふれば典獄は猶ほ頭腦の如し之れが部下に屬するの吏員は猶ほ肢體と異

ならず精神にして活潑鋭敏指揮其宜を得れば肢體之に應じて着々整々運動して一も其目的を誤ることなかるべし若し之に反し精神不振遲滯ならんには肢體如何に強壯なりと雖も動作其法を失し動くべからざるに動き止まるべからざるに止まり結局徒勞に屬して止まんのみ管に徒勞に屬するに止まらず圖るべからざるの失誤禍害を醸す事あらん蓋し主宰其物にして其完全を欠くを以てなり典獄は恰も頭腦たり然らば即ち典獄にして頻々交迭せば部屬如何に經驗に富み事務に熟するも畢竟亦之に類せずんばならず典獄の任至難中の至難至重中の至重なるものにあらざや

典獄交迭の頻繁なる其害已に述ぶるか如し典獄は治獄上の智識積年の經驗を要するを以て成るべく輕々に交迭せず安んじて其職に精勵するの途を開發し徒に肢體の強壯にして頭腦の微弱なる如き狀況を脱却せしめよ

法は實に死物のみ其之を運用する典獄其人を得ずんば百千の弊害由て以て起らん典獄其人を得るの法重きを治獄の經驗智識に置き輕易に之を左右するが如きこと無きを以て萬全の策となす嗚呼治獄の事具に國家の消長に最大關係を有す典獄の選擇豈に慎まざるべけんや吾輩獄事の前途を案じて深く憂慮に堪へざるものあり一片の赤誠自ら禁ずる能はず敢て諸君の猛省を望む

Copyrighted material

○分房拘禁法實施に就て

山上義雄君講述

刑罰の執行主義に就ては各國幾多の研究を経たる後、雜居制より今日諸國に行はれつゝある所の分房制度

に移り來つたものでありますが我日本に於ても條約實施と同時に、第一の急務として着手すべきは監獄の改良就中監獄の構造であります、日本の監獄の改良と云ふことは最近十年間に於て起りました問題でございまして改良の聲は爾來盛に當局者の間には起つて居ましたけれども其實際如何と願れば實にまだ幼稚のものでありまして當局者以外に今日に至る餘り其聲を聞かんと申ても宜しかろゝと存じます之を歐米各國の制度に比して見たならば實に數十年の以前と雖も遠く及ばないのでございまして此改良の第一着手として日本に於ても必ず建築を改めなければなりません又建築をするに先つて拘禁の「しすてゝむ」と云ふものが確定されなければならぬものでございまして「しすてゝむ」なるものは籠に獨逸より監獄顧問としてゼーバつばと申す人を聘して以來自然の間に分房制即ち「あいんつゑるはふど」の「しすてゝむ」を探ると云ふ傾向を現はして居り又新建築の監獄には多數の分房を設けられて居り升が未だ政府の確定致しました「しすてゝむ」と申すものはなく或時は政府も階級制即ち「すつゝゝふゑん、しすてゝむ」を採用せんと致しましたこともあります素より我國の監獄は構造其他一の「しすてゝむ」もなきものであります強て申せば最も不完全な雜居制故に、唯だ罪囚を社會より隔離して拘禁すると云ふに過ぎなかつたので、甚しきは尙今日に於ても舊藩主の米廩を幾部修築して監獄に用いて居ると云ふ實際であるのでございまして。私は熱心なる分房主義の者でございまして分房の成績に就きまして遺憾ながら未だ今日までは我國に於きまして此れか分房の成績であると世に公にする丈の材料を持ちません故に、果して日本人に對しても適切なる拘禁法であるや否やと云ふことは問題ではございまして私が私に之に優りました拘禁法は他に求むることが出来なからうと信じます依て我國に於ては是非此「しすてゝむ」を採用し將來建築の標準を定めたいと考へます自由を褫奪する方法と致しまして分禁すると申しますことは近世の發見ではございまして歐洲に於きま

しては大古寺院懲罰の執行に用ゐられましたもので普通の監獄に於きまして第一番に行はれましたのは即ち北亞米利加のべんしるわにや州でございましてべんしるわにやに於きましては西と東とに壯大なる分房監獄を建築致しました夫れ故に之を亦「べんしるわにや」法とも申します位では是が今日世界の監獄の「しすてゝむ」として賞賛されつゝある分房の泰斗でございまして尤も西監獄の方は構造が不充分でありました爲め己に廢止せられてしまひました而して此拘禁法は經費其他の點より致しまして廣く全國に行はるゝには至りませなんだ今日歐洲各國に行はれる所の分房の要旨は

一 自由褫奪の感念を熾ならしむると

二 他の罪囚と隔離し自活の途を習得せしむると

三 罪惡の傳播を防ぎ道徳心を増進せしむると

以上の旨趣に外なりませんので威嚇しますとか又は苦痛を増し懲戒すると云ふが如き主意ではございせん然しながら愈此「しすてゝむ」を我國に實施するに當つては實際家は勿論學者の間にも必ず議論の生ずるとであらうと存じます依て私は他國の實驗に依て此拘禁法の完全無缺なることを證明致して置ます而して之を證明致しますに當りましては便宜上

分房の害は證明し得るや

分房の利益は證明し得るや

の二段に分て御話を致します

先づ分房制を施行致しました國の内て殊に今日監獄の改良完備の點に於ては世界に上位を占めて居りまする白耳義の例を引いて御話を致します、白耳義では此分房制を指して「せばらちをんしすてゝむ」と稱へて

居ります白耳義に分房制を施行致しました其成績に依て見ますれば確かに完全無缺なるものであると云ふ證據は多々でございます即ち白耳義の有名なる典獄でございますアリス氏が(確か高年で昨年死去せられたと思ひます)佛蘭西の監獄會議に於て報告されました報告書などに依りましても充分分房の効は確めることが出来ませす統計の成績から申しましても決して疑を入るゝ餘地がない白耳義に於きましても此制度を施行しましたのは初めて千八百六十年でございます其時に矢張白耳義では分房制度に就て此拘禁の方法は長期の者に向ても適用し得るものであるか或は此方法が充分なる成績を得る目的があるや否や及是が必ず實施し得らるべき方式であるや否やと云ふ問題が起りました去りながら實施以後に於ては是等の疑問は直に解くことが出来ました決して是に對して弊害のあると云ふ反證は擧げられませなんだ私は矢張白耳義の施行當時の統計に依て分房制の良好の成績は證明することが出来る積りでございませす先づ

分房の害は證明し得るや否や

と云ふことから先に御話致します

分房の制度に就ては著しく在監人の身体就中精神に障害を與へると云ふことが重なる問題の様でございます先にも申述べました如くべんしるわにやの「しすてーむ」は確に精神に障害を與へたと云ふことでございます併しなから白耳義及獨逸に於て施行致しました所の實驗に據りますには絶へて是等の憂はなかつたのであります、それで病者の統計がどふなつて居るかと申しますれば分房拘禁を受けた在監人の病者は僅に一乃至二%に過ぎませせん、最も少くない數でありました勿論此數の内には雜居制の監獄と同様著しき病は加はつて居りますので普通の病氣は寧ろ分房制の方が少數でございます又雜居制と分房制との間に於て病氣の種類の區別が殆どございません兩者共何れも監獄に於ては呼吸器に關する病氣が多くありました

論

説

(九一)

獨り病者の數而已ならず死亡者の數に就て見ましても雜居制に比較致しまして分房制の方が少ないと云ふことを證明することが出来ませす茲に長期刑の者に就て正確なる比較を申すれば千八百三十一年乃至千八百六十年に至る三十年間のげんと、ふひるふをると、及さんと、べるな一(現時)の雜居監獄に於ける死亡平均數は二、九五%でありまして、普魯西の死亡統計も千八百五十八年乃至千八百六十三年の間に於ては矢張略ぼ同一の數を示して居りました、ふろいせんの死亡者の數は三、一六%でありました白耳義の雜居制監獄の二、九五%の死亡者を矢張同國の新たに設けられた所のれーうゑん分房監獄死亡者の數を較べますれば漸々死亡は減少致して居ります即ち千八百六十一年は二、六〇%千八百六十二年一、五五%千八百六十三年二、〇〇%千八百六十四年一、三一%千八百六十五年〇、五九%でございまして之を平均致しますれば一、六一%と成ります然らば自殺者の數はと申すればげんと(現時)の雜居監獄に於ては一ヶ月平均拘禁して居る所の人員は六百名でありまして而して平均の自殺者の數は十三人自殺未遂者が四人詰り十七人れーうゑんの分房制監獄に於ては矢張此處も六百人を拘禁する場所でありまして此監獄に於て自殺を遂げた者が十四人自殺未遂者が二人通じて十六人は即ち十年間の數でございませす是を年々の比例にして見れば雜居監獄に於きましては年々〇、二八%分房制監獄に於ては〇、二六%又精神病の數はどうかと申せばげんと(現時)の雜居監獄に於ては二十人れーうゑんの分房制監獄に於ては十四人ありまして一年の數は雜居制監獄に於て〇、二三%分房制監獄に於ては〇、二三%に當ります又精神病は囚人と被告人と何れに多いかと申せば寧ろ被告人の方に生ずるのが多數と云ふことは是は永く監獄の事務に従事せられた方は實驗して御承知のことならんが之は各國共に同様でございますすてーうゑん氏なども矢張證明して居られます蓋し原因は被告人と云ふものは自分の罪狀未定の間に在る者であつて著しく其判決如何と云ふことに心配せし而已な

らザ監獄に拘禁されて日數の淺い者が多い爲めに同胞親戚妻子故舊等を慕ふの感念からして精神を勞することが確定した所の囚人と比較すれば遙に多いと云ふことに外ならん譯と信じます故に被告人を拘禁する監獄と囚人のみを拘禁する監獄とを對照し精神病者と比較し其數を以て拘禁法の可否を論ずることは出来ません嘗へて云へば伯林のすたゞとは一けたいの如きは主として被告人を拘禁して居る又同じ伯林のもあゝ、びーどの監獄はどうかと云へば皆囚人を拘禁して居る而して兩者共に分房の拘禁をして居る斯う云ふものに就て比較して見れば直ちに被告人に精神病者が多いか囚人に精神病者が少くないかと云ふことが明かになることで丁度蝦治橋と眞鳴と云ふ工合であります分房制に就て主なる所の懸念は分房は刑期の長期に向つて全刑を分房に於て執行することが出来るや否や長刑期の分房拘禁は精神病者を増加すると云ふ原因になるや否やと云ふ事柄であります、此事柄は前述の數に就ても明瞭でありますが必ずしも分房の拘禁が長期であるが爲めに精神病と云ふことを恐るゝには足りません又實際に於て多くの精神病者を出さないと云ふことは是又他國の實驗に徴して明かなることであり去りながら特に注意すべきは分房に拘禁した場合に於ては最も注意して監獄の役人は被拘禁者を訪問しなければならぬ若此訪問を怠る場合に於ては必ず唯今申述べた如く精神病者を増加すると云ふ事柄が起らないとは確言が出来ません分房に拘禁した場合に於ては悪い交際を絶つと云ふことが目的であるからして其以外の者に於ては出來得る限り訪問の度數を多くすると云ふ注意がなくてはなりません譯で愈我國に分房制を施行した場合に於ては今日監獄官吏が在囚を扱ふが如き有様では到底是等の害を免ることは出来なからうと存じます例へば現況に徴して申せば懲罰房とか又は屏禁とか試験分房とかに在る囚人に向つて醫師の訪問教師の訪問などは監獄の規則としては少くも一日何度とか立派に明記されて居りますけれども實際に於ては甚だ稀であると云ふこと

も耳に致しますが分房制實施の曉には監獄官吏第一の要務として勉めなければならぬ事柄と信じます以上述べました所に依て分房拘禁に就ての第一の疑問たる健康上無害なることは充分證明致すに足ることと信じますれば次回に於ては分房制ばじちゝの利益に就て申述べざる考へでございませ (未完)

○條約實施準備に就て

木名瀬禮助 君

光陰矢の如し明治三十二年も早や一ヶ月を經過せり而して今年は何なる歳ぞ、已往數十年不便を感じ不利を忍びたる外交舊條約漸く消滅して對等條約は將に七月より實施せられんとす、嗚呼此の快絶なる好機盛運に際し官民業に已に準備を怠らざる素より其所なり、而して我々監獄官吏たる者如何なる準備を爲以て此の七月を歡迎せんとする乎今更云ふも後詰の問題に似たれども深夜拭目して靜かに前後を案するに轉た一睡も安らかならざるものあり請ふ暫らく所感を述べしめよ

夫れ日本帝國は愈々世界の優等文明國に列せり、苟も帝國臣民たる者須らく文明的態度を持し嚴然として其衝に當る覺悟なかるべからず况んや今日職を公務に奉ずるものにて於ておや然り而して我々司獄官たる者又須らく此の在監人をして優に文明國の在監人たらしめざるべからざる責任を有せり已に此の重責あるを認了したらんには看守押丁に至る迄即ち是れ文明國の獄吏として餘裕ある態度及び實力を具備せざるべからざることを勿論なりとす目下の狀況果して悉く之に應ずるの素養あるや否や

蓋し國の文野は國民智力の程度に依る、徒に文明的利器のみ供ふると謂ふと雖も若し使用者其智力に乏し

とせんか遂に何等の効果を見る能はざるのみならず偶以て危険の虞なきを保すべからず治獄の事亦然り如何に監房工場完備し食糧献立度に適し衣服器具其他の器物に至るまで敢て装置に間然するところなしと謂ふと雖も若し當局者其人にして斯業の識量に乏しとせんか何を以て此の在監人を矯正感化せしむるを得んや遂に外観的虚飾に終るべきのみ

今や内地開放の時期眼前に迫り外人入監者將に獄門に佇立せんとす而して獄務家の重責又此の如し目下の状態豈に夫れ寸時の休眠を貪らしむるものならんや獄務家たる者奮然起て活眼を開き猛省一番献身的勇氣を鼓し焦思勞心以て斯業這般の準備を整へ泰然として此の七月を歓迎せざるべからず是れ嘗に職務上當然の責任たるのみに止まらず自國の光榮を發揚する上に於て吾人一個の義務としても蓋し此の位の用意なるべからざるを信ず

○監獄判任官の定員及俸給に關し内務省當局者に希望を

述ぶ

森 元 祐 君

府縣屬警部監獄書記看守長等に於ける、各官の定員は内務大臣の認可を経て、知事之を定むることは、地方官官制第四條に示す所にして、此制たる明治二十三年改正地方官官制に依て創設せらるゝ所に係り、其の以前に在ては各官定員の設けなかりしに依り、府縣各部署判任官の人員及俸給は一に事務の程度繁閑に依て適宜加減する所ありたり、故に當時に在ては、各部署の間其の人員及俸給は、自ら權衡を得て偏傾の

論

跡なかりしもの、如くなりき、然るに明治二十三年改正官制に依て、各官の定員を設けらるゝととなりし爾來部署の間其の人員俸給に於て甲乙流用を許さざる而已ならず、監獄判任官の定員及俸給は、屬警部の定員俸給に比し、常に其の下位に居るは、府縣何れの地方も皆然らざるはなし、等しく地方官吏にして、一方に厚くし一方に薄くし、而も總ての府縣が、恰も申合せしかの如く、其の揆を同ふするは、余の不可思議に堪へざる所なり、若し府縣事務中治獄の事務は、最も下劣にして之れに當る者敢て人物を要せずとならば、余輩亦何をか謂はん、苟も然らずとせば、今にして此弊實を防ぐの策を講ぜずんば、監獄は遂に愚者の集合所たるに了はらんのみ、

説

人誰か安逸を避けて勞働に就く者あらん、人誰か福貴を厭ふて貧困を願ふ者あらん、然るに監獄判任官の定員及俸給は、内務部警察部の判任官定員俸給に比し、遙に其の下位に在るを以て、監獄判任官は比較上多忙の事務に服し、而して俸給は屬警部の高きに及ばざるを以て、人物を得るに困難なる而已ならず、少しく手腕ある者は去て他官に就くの企を爲し、監獄は寥々として人物なきに至らんとするの形勢あるは蔽ふべからざるの事實なりとす、試に近時典獄として擧用されたる者、警察官より擢拔されたる者多きか、將た司獄官より擢拔されたる者多きか、又現時の監獄判任官中典獄の候補名簿に登録せらるべき者幾人あるかを思へば、實に慨然に堪へざるものあり、此等の事實は監獄判任官中人物の乏しきを証する好左券にして、其の之れを致したるは、果して何に由る乎、是れ余が内務當局者に向つて、一考を望まんと欲する所以なり、

(三二)

監獄判任官の定員及俸給の比較上他部署に劣り、爲に人物を得難きことは、毎年典獄會議の問題に上れるを以て、内務當局者は必ず之れを知れるなるべし、而して未だ之れが矯正の策を探られたることを聞かす

或は之れが矯正に躊躇さるゝは別に理由の存するあつて然るならん乎、果して理由の存するあらば余は其の説を聞かんことを希ふものなり、

或は曰く政府は來る明治三十三年度に於て、監獄費を國庫支辨に移すの計畫あり、果して國庫支辨とならば、監獄は同時に中央政府の直轄に移り、其の場合に於て定員俸給は優に配當せらるべしと、是れ或は當局者の意ならんも知るべからず、然れども監獄費國庫支辨は、未必の案件に屬する而已ならず、果して國庫支辨案の成立するに至るも其の實行は今より尙一ヶ月餘の後に屬せり、今や監獄社會に於ける人物の缺乏殆ど極點に達せり、何ぞ一ヶ月緩ふするの違あらん、今や時期幸に年度更新し更に新年度に屬する府縣定額を達せられんとするの時なれば、此際内務大臣閣下より、府縣知事に向つて内訓を發せられ、上述の不權衡を矯正せしむるの最好時期なるを覺ふ、内務當局者進て斷行の勞を採られんとを、言の不遜に涉るものあらば、余が不敏の致す所、幸に斧鉞を赦されんことを

○大に監獄と社會との疎通を謀れ

野崎 宏 君

監獄と社會と疎隔するは監獄事業の發達せざる主因にして之か疎通の途を開き監獄事業の發達を企畫するは治獄者の任務たり、益し趣味多き事業にして世人に無趣無味せられ最大利益を有する事業にして不生産的視せらる世に監獄事業程運命拙なき事業はあらざるなり

嗚呼汝亦不幸兒ノ一人タル乎然レモ汝歎スルナカレ汝ハ汝カ成長ノ健全ト汝カ固有ノ良心トヲ保有セ

汝ハ末頼母シキ風麟兒ナリ汝カ人トナリノ社會ニ知ラレサルハ汝ノ罪ニアラス汝ノ後見人タルモノ、過失ナリ今ヤ汝ハ頁キ後見人ト善キ後見監督者ヲ得タリ汝ハ是ヨリ益々多幸多福ナルヘシ然り從來監獄事業の世人に知られず、隨て其の發達の遅々たる狀況は、よるべき孤兒に不頼着なる後見人を付したるの感なきか、先輩小河君は曰く監獄事業に繼くに免囚保護の事業なきは子を産むて鞠育せざると一般なりと、實に監獄と社會とを達觀したる至言なりといふべし

人世誰か欲望なからむ、然れども世人の多くか營々勞苦するの狀は、數万の蟻蜂群集し乾きたる寸線の蚯蚓を爭奪するか如き觀ありて、其欲望を充すの企畫甚だ細小なるを視る、偶々協會社團の名を以てするものもあるも其目的狭小にして單に目前の利を射るに止まり、未だ曾て全社會を提けて、吾人か安寧幸福を得る最大利益の事業を企圖するものあるを見ざるなり

茲に余が最大利益の事業と云ふは、免囚保護の事業なり、可憐なる盜兒の感化教育の事業なり、苟も世に巨億の富を有し或は天日と光を爭ふ赫々たる名譽を有する人にして、社會の半面には業に就く術なき民と道徳に渴乏する憐むべき氓民とを訴ふる貧兒あるを知らば之を救濟するは自家の富と名譽とを安全に保維するの途たるを知らん、若し自家の名譽と富とは全社會の恩惠たる所以を知らず、彼等を救護するは其富と名譽を保全するの途たるを覺らざらんか、吾人か棲息する此社會の半面は、常に暗黒慘憺として富豪も其富を保つを得ず、赫々たる名譽も哀れ一刃の電光に生命と共に奪ひ去らるゝに至るを知らん乎、之を思へば誰か寒心戰慄せざらん

斯の如き不祥の文字は余聲書くたに嫌厭たり、然れ共不完全不秩序なる社會には日夜如此腥き風の吹き回

るにあらざや、斯る不祥の光景は監獄當局諸君の最も多く認めらるゝ所なり、試に監獄に就き當局者が常に手に携ふる所の照魔鏡とも云ふべき身分帳なるものを視よ、幾万の惡魔は寶庫を開くべき鍵鑰と利器とを有するあり、白光日を欺く殺人劍を手にして躍如たるあり、天上より落ち來たるかど疑はるべき美人にして生兒を壓殺するの女夜叉あり、兩親に捨てられ無心にして法を犯すの盜兒あり、輪奐たる大厦高樓も一瞬の間に燦々たる火災の中に葬らるゝあり、其他視し來れば紙上慘憺惡魔の横行踊躍するの狀、吾人の毛筆に盡し得ざるものあり、眞に一大奇劇ならざや、吾人が棲息する社會の半面は、實に此身分帳なる鏡面に反映する慘憺たる奇劇の實體たるを思へば、危險且つ殺風景にして吾人豈に夜半枕を高ふして眼むるの餘地あらんや

吾人の希望が秩序正しく、且つ平和の社會を迎ふるにありとすれば、之か事業は乾きたる蚯蚓を争ふか如き蟻螻の徒に求め得べきにあらざして、社會を提けて之れか嗜好を充すの大欲望を有する志士仁人に望まざるべからず、然らば吾人は監獄事業の如何を世人に紹介すると、同時に世の志士仁人に保護事業の必要なる所以を訴へ、之か一致同情を求むるの策を講ずるは余輩の任務ならざや、故に本年四月を期し、全府縣典獄の上京を催かし、高位顯職志士仁人雜然相會し、東臺櫻樹華爛熳たるの下、互に手を握り以て一日の交遊を結び、内務大臣を初め監獄局員各典獄朝野に在る監獄篤志の士此か主人となり、此の雲の如く霞の如く群集せる貴客の間に白帽劔影三々五々相參差し、襟懷花の如き抱負と熱誠とを以て、共に斯業の事を談せば監獄と社會との洞門茲に始めて濶然と相開け監獄當局諸君が日夜勞苦せらるゝ所の眞想も世人に紹介され、其得る所蓋し鮮豔ならざるべし而して漸次此美風を地方に及さば、監獄の發達と保護事業の創始は期して待つべきものあらん、聊か感懷を記して江湖に同志を求む

○寔に監獄の改良を企圖する者は須からく在監人工錢の増収を努むべし

中 村 襄 君

監獄改良を唱ふる者は曰く監獄費を國庫支辨に移さるべからず曰く獄舎を改築せざるべからず曰く司獄官を養成する學校を設けざるべからず曰く司獄官の俸給を増し且其位置を進めざるべからず曰く個人的の待遇を完全に施行せざるべからず曰く感化院孤兒院若くは免囚會社等の慈善的事業を保護獎勵して設立を爲さしめざるべからずと其聲は大なり其聲は頌りなり其聲は殆んど吾人をして聳せしめんとするなり而して其言ふ處論する處は一々尤も至極にして吾人も亦双手を擧げて全情を表する處なり然れども之を實行するに至ては多くの金を要する事にしあれば中々以て困難なる事と謂ふべし思ふに多くの金を要する事は大底實行の六ヶ敷ものなり凡そ社會の事物金さへあれば何事も意の如く成らざる事少し人間萬事意の如く成らずてふ言を言ひ換れば蓋し金が無いからと謂ふ事に解して可なるべし金を遣ふの道は何人も容易に講ずるを得べけれど金を得るの道は何人も難とする處にして之を得ん爲めには人々の辛苦する處なり總て善き物は何人も好むなり好んで而して得られず常に不平を懷きつゝ在る者の多き所以のものは畢竟多くの金を要し而かも之を得るの難きに由るなり凡そ金を得るの道は一國の經濟も一家の暮し向も同し事にて之を得るに限りあるに由り成るべく忍び得べき事は忍び耐へ得べき事は耐へ以て其得る處の額に應じ事の緩急を計る事例へは一國なれば軍事費とか一家なれば衣食費とか云ふ如く片時も缺くべからざるものに對し先つ

支出し次に他の費用に漸次配當するは財を料理するの順序なりとす今諸士の所謂監獄改良費なる者は果して國を保つ處の軍事費の如く重要視せられつゝありや又一家に於ける衣食費の如く急なるものと認むるを得る乎吾人は寔に残念ながら然りと云ふを得ざるなり果して然らば之が成功を企圖する者は今日に於ては須からく先つ其資金を得るの道を他に講せざるべからず之が資金を得るの道を講せしめて濫りに善きものを得んとするは寔に無理なる注文にして六ヶ敷く言へば即木に縁りて魚を需むるの類なるべし若し無理なる事を敢て通さんとする時は一國にしては忽ち財政の紊亂を醸し國の危殆を招くなり一家にしては借金か出來て首のまはらぬ始末となり遂に人に不義理を爲し結局一家の破滅を招くに至るなり

諸士が監獄改良に銳意熱心なるは即諸士が其職務に忠實なるの致す處なれば吾人は深く敬服し且邦家の爲め欣賀する處なりと雖ども刻下國政の状況又容易に之を許すべきものとも思はれ去りながら此事業たる縱令其資金に乏しくとも永く此儘に放擲し置くを得ざるに依り實めては其幾分にも速かに實行するに至らんことを吾人は渴望するものなり然れども徒らに大聲疾呼其資を求むるも所謂なき袖は振れぬとの諺の如く奈何ともする能はざれば一向詰らぬ話と謂はざるべからずされば恚かる出來ない相談を爲さんより庶幾くば騙て其資金を得るの方法を講ずること肝要なれば否夫れが順序なりと思ふなり、其資金を得るの道とは何ぞ是他なし工業の改良を計り其工錢の収益を増加する事はなり一般の物價は年毎に騰貴し監獄費は之に伴ひ増加しつゝあるに拘はらず其収益の之に伴はざるが如き觀あるは大方人士の共に認むる處にして其原因一にして是らざるべしと雖ども吾人をして忌憚なく言はしめば當局者の意を茲に深く注がざるの罪に歸せざんば非らざるなり吾人は曾て此事に就て本紙第八卷第十號及第十二號に縷々卑見を述べたりき爾來尙此點に終始注目する處ありしが今日に於ても依々として其事實の猶舊の如くなるは吾人の深く憾とす

論

る處なり若し夫れ當局者たる者意を茲に深く注がずして而して監獄全体の改良を叫ぶが如きことあらん歟抑も事の本来を誤りたるものと謂ふべし宜べなる哉其聲の大なる割合に其事實の一向に進まざる蓋し故あるなり古語に曰く欲治其國者、先齊其家、欲齊其家者、先脩其身、と蓋し事を行ふの順序を謂ふなり己れを之れ治めして能く人を治むる者あらざるの謂ひなり岳洋氏の「敢て看守諸君に敬す」てふ文中に曰く「言は銀にして行は金なり躬行と理論の價格は豈翹に金銀の差異のみに止まらんや云々」と以て躬行的ならざるべからざるを述べられたり若し茲に身に縋縋を纏ひ一身の糊口すら善くする能はざる處の素寒貧の一書生あるありて誠に善く天下の財政を巧みに談するありとするも人誰が之を信じ之を容るゝ者あらん乎甯たに之を信じ之を容れざるのみならず却て之を狂人視し之を嘲笑するに過ぎざるのみ

嗚呼吾人は信ず今日の所謂監獄の改良を唱ふる士は固より彼の貧書生が天下の財政を論ずるの類に非らざる事を然れども吾人憐々思念すれば又聊か杞憂なき能はざるものありて存ず

說

岳洋氏曾て吾人に謂らく今日に於て監獄の改良を實行するの急なるは云ふ迄もなき事なれど何分にも多くの費用を要する事なれば其實行は頗る困難なり尤も之が成功を遂けたる上は在監人を減少すべければ隨て其經費をも當然軽減するに至るを以て一時之に要する資金は恰も商家が或る事業に資金を投するに同じ譯にて他日其資金に倍するの利益をも回収すべければ此改良は一日も早く實行致し度ものなり併しながら國家の財源自ら際限あれば如何に利益のある事業なりとて事の緩急を顧みず無暗夜蝕に巨額の費を支出する事は出來ざるなり然れども監獄には幸に作業なるものありて其費の幾分を補給する生産的作業を有すれば之が成功を期するには誠に好便宜なり故に眞に監獄改良を希望する者は先つ其作業を改良し之が収益を増加するを要す此収益は現況に依れば比較的僅少の感あれば今後茲に一層注意奨勵せは猶幾分の増収を得

べき餘裕は優に存するものと信ず之を他國の例に照すも我國監獄の如き器用なる職工を持ち立派なる物品を製造する監獄は凡そ全世界に其比を見ざるなり然れども其工錢等の収入の我國の如く寡少なるも亦全世界を通じて其比を見ざる處なり歐洲人は極めて指先きの仕事は不器用なるに依り其製作品は甚だ不手際にして疎なものは出來ざるに拘はらず其工錢の収入は一ヶ年一名の經常費三百六十九「マルク」即我百八十圓余に對し其二分の一以上少くも三分の一を補償するは通例なり諒て我全國監獄の工業に依りて生ずる工錢其他の雜収入即監獄の雜入と稱するもの、總金額は僅に百万圓内外にして其中不用品等の賣却代を控除する時は純然たる備工錢なるものは七十萬圓に過ぎず然るに之が支出額は漸やく増加し來り今や將さに五百萬圓に垂んとするの勢なれば其収入は辛くも支出の七分の一を補償するに過ぎざるなり云々

客月十五日富士見軒に開かれたる茶話會席に於て小池監獄局長も頻りに之が収入の寡少なるを謂ひ又小河事務官も尙作業を改良して其工錢を増収するの急要なるを論し且將來之が改善を期せんとせば専ら之に直接する看守長看守に於て大に茲に力を致さるべからすと述べられたり之れ誠に適切の言と云ふべし吾人曾て自ら之が主任となりし時の實験に因るも又他の狀況に因るも監獄に怙く至要なる作業に關する利害に就て看守長看守等の冷々淡々なる恰も對岸の火災に於けるか如くなるに依り動もすれば之か主任と看守長との間に衝突を生し爲めに現に利益ある事も施行する能はざりし事往々ありし其甚しきに至ては偶々看守等の之に意を傾くる者あれば看守長は却て之を叱責する事さへなしとせず看守長中には看守にして日課其他作業事務に従事せしむるは恰も職務外の事に使役せらるゝが如き感を懷く者さへ又随分なき能はざりしなり

抑も監獄の作業は營利を主とするものに非らざれば紀律の嚴正を保ち刑罰執行の目的を阻害せざる限りは成るべく多くの収益を得て經費の負担を軽減せざるべからざる事は監獄の要素として缺くべからざる一條件たりとは吾人屢々之を論せり蓋し監獄改良の成效即彼在監人をして再び犯罪者たらしめざるに至り監獄の監獄たる最後の目的を達するの主眼たるものは獨り作業の完全なる否とに在りと謂ふを得べし而して之を完全にし之を執行する樞要の位置に該る者は即看守長及看守なり然るに看守長看守諸士にして區々たる戒護のみに従事するを以て其職責を盡せりと思惟する如きは之正に監獄なるもの、性質と其職責とを大に誤りたるものと謂ふべし之か執行に該る樞要の者にして怙くの如くならん歎譬へ典獄如何に賢明なりと雖ども作業主任如何に敏腕なりと雖ども其改良發達は焉ぞ得て期するを得ん乎宜べなり監獄の作業が恭微として振はす遅々として進まず却て退歩しつゝあるか如き現象を呈するあるは抑も亦故あるなり

吾人深く憂ふ將來尙之が直接執行の任に該る處の諸士が作業に於ける意思奮の如くにして悟る處なくんば曾たに改善發達の成效を期する能はざるのみならず遂に監獄なるものは失敗に歸し畢らん事を

蓋し看守長看守諸士の作業に敢て重きを措かざる所以のものは思ふに制服を着し正帽を戴き劔を帶ひ威武嚴然恰も昔時の鎧兜の武裝に異ならず加ふるに往時の武士氣質の尙存する爲め錢の勘定や算盤の珠の事なぞに意を寄するは何んどなく品位を卑ふし武士の体面を汚かすと謂ふ如き感念あるに由るものにして所謂清廉潔士の美風を存するに由るものなれば敢て恐しき事には非らず轉た昔の武士氣質を爰に思ひ起して床しくも又頼母しき事なりと雖ども如何せん今日の時世に於て今日の監獄に職を奉し且之が改良進歩を計らんとするには其美風の却て障礙となるこそ憂たてくも又残念なれ

吾人茲に是を論するは本論の目的に非らずと雖ども作業の發達を希望するの餘り勢ひ此言に及びたるものにして言或は忌諱に涉るの嫌なき能はず諸士幸に恕せよ次回に於ては更に本論に戻り統計に基き現今に於

ける収益を明治廿四五年の交の實況に照し卑見を述懐以て當局諸士の參考に供せんとす (未完)

○刑事訴訟法中改正法律案に就て

三 浦 貢 君

余は今回政府より帝國議會に向て提出せられたる刑事訴訟法中改正法律案に就て聊か卑見を述べんと欲す蓋し今日に在ては本法中改正を要する箇條多々あるべしと雖も其改正を行ふに方ては之が調査に少からざる時日を要するを以て目下焦眉の急に迫るもの則ち改正條約實施に際し極めて必要なる箇條のみを改正せらるゝものゝ如し

其改正案第二十條及第二十一條は曾て印影を用ひざる外國人を支配するに方ては最も必要なる改正にして敢て非難する所なし或は官吏其他何人に限らず云々とありし第二十一條を單に官吏公吏云々と改め其官吏公吏に非ざる者を削りたる點に就て多少疑を懐く者なきを保せず然れども官吏公吏に非ざる者に對しては強て捺印を要せざる規定の結果たるに外ならざれば敢て怪しむに足らず

拘引狀拘留狀を執行するには被告人に正本を示し其謄本を下付する規定なるも曾に法文の妥當ならざるのみならず強て謄本を下付するの必要なきを以て第七十七條第二項を改めて拘引狀拘留狀を執行するには其正本を携帶し被告人の請求あるときは之を示すべしとなしたるは蓋し實際に適したる改正なるべし又第八十三條を削除せし所以は第七十七條に其明文を加へたるに由る

拘留狀を受く可き被告人既に監獄署に在るときは執達吏をして之を本人に送達せしむる規定なるを以て實際監獄署に於ては是まで被告人を調所又は接見所に出し執達吏をして勾留狀を本人に送達せしめ來りたるも其れか爲め被告人の逃走せしと往々之あり勿論檢束上不注意の責をば免かれずと雖も監獄官吏を措き執達吏をして勾留狀を在監人に送達せしむる規定か抑も誤りなり故に第八十四條を改めて在監中の被告人に對し發したる勾留狀は司獄官吏をして之を執行せしむとなしたるは至極適當の改正なりと謂はざるを得ず

密室監禁に就ては曾て其不可なるを論ずる者少からず其中には封建の餘弊今尙存すと絶叫する者あり又實際家に於ても密室監禁の必要なきを明言し之を實行せざる判事なしとせず夫れ密室監禁の目的は昔時の拷問に等しきものにはあらざるべしと雖も其名義の穩當ならざるが爲め假令惡感情を懐く者あるも亦止を得ざるなり余は被告人に就ては別して個人的待遇の必要なを認むるに因り更に密室監禁を存するの要なく否速に之か廢止を希望するものなり政府に於ても亦見る所あり今回第二節密室監禁第八十七條第八十八條及第八十九條を削除せり是れ吾人の満足する所なり

其密室監禁を廢するか爲め第八十五條の改正を來したるに外ならずと雖も同條の規定に就ては同意を表し難きものあり則ち其第二項に於て書類其他の物件は豫審判事の檢閲を経たる後他人と之を授受するを得と改めたるを以て從來監獄官吏に於て許否したる差入食物、衣類等の如きものまで悉く皆豫審判事の檢閲を経ざるを得ず是れ何等の必要在て然るか余は此點に就ては寧ろ現行の規定を可なりと思考す何となれば曾に手數の煩雜にして實際行はれ難きのみならず強て之を行ふも敢て其利益あるを認むる能はず又今日まで格別弊害なきを以て豫審判事の檢閲を経るものは書類のみに止め「其他の物件」の五字は削除せられんとを希望して止まざるなり若し取調上被告人と物件を授受せしものを知るの必要な場合に在ては監獄に就

て之を取調ふるの途あるを以て聊か差支なかるへし
 同條第三項に就ても多少異論なき能はず然れども一般のものにあらずして唯事實發見の爲め必要な場合に
 限るを以て敢て之を論せず去りながら監房別異の如きは余か所説の如く分房制を採用して以て之を監獄
 則に規定するに至れば監房別異のとを本法に掲ぐるの必要なしと雖も現行法の下に在ては亦止を得ざるな
 り
 第三百三十六條に一項を加へたるは現行法の不備欠漏を補ひたるに過ぎず又第七十八條は裁判所を裁判長
 と改めたるに過ぎず是れ裁判所とある以上は禁錮以上の刑に該る可き被告人に對し拘引狀又は拘留狀を發
 する場合に於て合議裁判所に在ては悉く陪席判事の連署を要し殆ど無益の手續を費すのみならず至急を要
 する場合に在ては實際差支少からざるを以て之を敏捷ならしめんか爲め裁判長と改めたるに外ならず
 次に保釋を許さざるの言渡に對しては其裁判所へ異議の申立を爲すとを得、裁判所は檢事の意見を聞き其
 許否を決定す可しと第五百五十八條に加へたるは誠に至當の規定なりと信ず蓋し未決拘留の必要な所以は
 被告人の逃亡と罪證湮滅を防ぐに外ならず然るに此規定なきに於ては妄りに拘留せられ假令保釋を許すの
 法文あるも判事の專横を如何ともする能はず若し未決拘留の必要な者に對しても尙拘留を命ずるが如き
 ことあるに於ては貴重なる人權を妨げ被告人の迷惑なるは勿論自然監獄費の増加を來たし甚だ不都合な
 るべければなり
 以上刑事訴訟法の改正は監獄に關係を有すること少からざるを以て斯道に従事する吾人は輕々に看過すべ
 きものにあらずと信ず故に聊か卑見を記述せり然れども公務の爲め旅行せざるを得ざるに際會し咄嗟の間
 に筆を執りたるを以て杜撰の責は免れず幸に識者の明教を受くることを得ば何の光榮か之に若かん

特別寄書

本項は貴族院議員秋月種樹君の病瘵として三重縣下を漫遊せられたる際、同縣綾部典獄は舊臣下の關係に依り同氏の官舎に投宿せられ、實際監獄を觀覽し、尙賞表授與式をも一覽せられたる上、署員一同の請に依り「感化遷善」の四字を揮毫し一詩を賦して贈られ、又綾部典獄に對し此「旅窓寓言」を草し寄贈せられたり、今綾部典獄の承諾を得、茲に掲げて讀者の清覽に資す讀者之を諒せよ

○旅窓寓言を呈す

余轉地療養を請ひ伊勢國津の地に來つて養生をなせり同所典獄綾部氏は舊領地の出身にしてその平素好情あるを以て同氏の宅に寓し朝夕監獄職務上の事どもを訪ひ同氏の能くその任務を盡すを感じ併せて左の一則を述へたり

抑監獄の事務たるや行政中頗る大切なるものにして此の張弛整否は國の体面に關し民衆の安危に係はるものと聞く尤慎重に心を用ゆべきなり
 夫れ 皇國は上古より罪人を處するの原則あり即ち伊勢 皇大神宮の別宮に荒祭宮あり此の祭神は大

御神の荒魂にして罪をなすものは必罰せらるるといふ神靈なり然れども贖物と言ふて罪有るものは己れの財産を出して罪を贖はしめ惡を去て善に就かしむるの事あり之を名つけて被といふ今伊勢の河原に禊所あり三節祭には此の修祓を爲して穢を洗ふの式は善古代贖罪の遺意なりといふ伊勢の國に生るるものは殊に親しく朝夕此等の御式を聞き假令誤つて罪に陥ち入るものありと雖も感化遷善の期は速に開發ありと思ふなり武家の時代に及んでは大抵軍律を以て人を處するの風俗盛に行はれしより罪人の處分は尤殘酷にして聞くに忍びざるものあるなり難有や辱けなや當今は御一新の美政に際して文武敬聖の天皇陛下は尤御仁德優渥にして監獄制度の如きも屢御改正あり大抵明治五年十一月廿九日の御布告を以て監獄則御頒布相成り従前の殘虐の刑は始めて其の跡を絶ち獄は人を仁愛する所以にして人を殘虐するものに非らず人を懲戒する所以にして人を痛苦するものに非らずといふの有難き聖意を貫徹せしめられたり其の後漸次に改良に改良を加へて今日の制度は二十二年七月十二日公布ありたる

御裁可聖旨に仍るものといふなり三重縣監獄の如きは十五年一月此所に本署を置くといふ余一日典獄に依頼し病間を以て監獄署を觀覽し殊に監房の如きは當時至て清潔にして一點の塵垢無し又工場の如きは當時木挽鍛冶及びコールドレンを織る機場等ありて機場中極めて廣大整正なりその織工を爲すを見るに恰も一ツの織工場を見るが如く監獄工場たるを覺へざるなり洋服裁縫及び理髮杯も殊にその業に熟したるを感するものあるなり又未丁年者の教誨場を見たるに恰も一の小學校を見るが如くありて庭中に於ては元陸軍に従事し居りたる看守某を教師に擇び號令して兵式体操を爲せりこれは當典獄注意して近來設置するものなれども頗る熟練したるなり余が教場を見る日には囚徒習字淨書を爲して忠孝の二字を壁に掛けたり囚徒は此の二字を練習して何等の感を起すなりや己れ囚徒にして此二字に對しては汗顔に堪へざる次第なり此二字の義を解し得れば感化遷善の途に進むは疑はざるなり教誨師の注意感入りたり當典獄署は支署を合して一千四百十五名の囚徒ありその内最高年齢六十以上は僅に十人を出でず大抵有爲の壯年なり囚徒此役事に就き此勉強を爲し此時間を惜めば

満期の後ち優に一身を立つるに足るならん何ぞ再度不良心を萌すの事あらんや然れども一種偏僻の意念ありて囚徒中看守に對しては憂愁憤怨の妄想を起し獄則に違犯し教命に戻るものありと聞く看守は病院の醫師なり醫師の病人に對しては苦き樂も與へざるを得ず傷き刀も施さざるを得ず獄則は嚴肅ならざるを得ず漸次本心を發起し改悛の心を導く方便なり然れども前文述るが如く一種偏僻の性質あると且又習慣犯といふありて歐洲にても此僻性には困難すると聞く凡此等を矯正するには究竟教誨の説法と書籍と看讀の結果よりして囚人の反省を促し社會に伍するの地歩を得せしむるより外無かるべし諸教誨師の訓説より智徳の萌芽を發生せしめんとするには第一善教誨師を擇び囚徒の尊望を來さざるを得ず之を得んには教誨師は固より報酬のみに注目するものにあらずれば務めて其地位を重くして責任を求むべきなり此等は監獄中一の要點と思ふなり余死刑場を一見せり然れども余は嘗て死刑を廢するの持論を主張するゆゑ早く此等の刑具は廢滅せん事を希望するものなり又典獄の言を聞くに過る三十年間の現在囚徒人員

は支署を合せて一千三百三十七名ありしに三十一年に至つては九十四人を増せり然るに罹病人員は三十年間中三百八十九名にして三十一年に到りては百十七名を減せり三十年間の死亡者は六十四名にして三十一年には其の二十人を減ずるといふ是れ監獄衛生の普及にして監獄醫の注意最も懇到なるを察するに足るなり又賞表付與人員は三十年間は七十三名にして三十一年に到り四十四名を増す懲罰人員は三十年間中は千五百九十四名にして三十一年に到り五百三十一人を減ず是れ又司獄官の遇囚上其宜しきを得ると教誨師の訓説厚きとに起因するものならん歟只憾むらくは世間論者の考究する如く悉く一人一房に到らざるなり是は國力の發達に従ひ監獄の程度も益改良に改良を加へ世界に誇らるの機會も得るは近きに在りと斷乎として信ずるなり

明治三十二年一月二十二日

貴族院議員從三位勳三等 秋月種樹

三重縣典獄從七位後部敦磨殿

雜 錄

○白耳義國「ブルッセル」府「サンシャル」監獄「チュアン、スチーパンス」氏去る七月八日病を以て逝矣翁は内外人に斯業の泰斗として景仰せられ當年七十一歳の高齡に及ぶまで孜孜として怠らず尙伏波願眇の勇ありしか舊臘遂に其訃音に接するぞ遺憾なる

翁は少壯の時より専心銳意身を以て斯業に委ね多年一日の如く盡瘁せられ其効績の偉大なるは嘗たに自國監獄の上に對してのみならず各國監獄の改良上に與へたる處のもの亦頗る偉大なるものありしを疑はず

世人の知る如く今日字内に於て監獄事業の最も發達完備して殆んど總ての理想を實行して餘蘊なきは白

耳義國なり就中翁の直接管理に係る「サンシャル」監獄は其構造及組織の上に於ても又遇囚諸般の事項に於ても所謂模範中の模範にして各國中其右に出づるものなしと謂ふも決して溢美にあらざるを信す而して翁の如きは司獄官たる要素とも謂ふべき熱誠、智能、博愛、全情の總てを具備したる名士なれば實に吾人司獄官たる者の活模範とも仰ぐを得べき乎岳洋氏曰く予は各國知名の監獄家に接する前後幾人なるを知らずと雖も余は苟かに翁并に獨國の「クロイチ」翁と英國の「トラック」氏とを斯業の三大家に推すと然るに今や不幸にして其一傑を失ふ轉々痛嘆に堪へず

抑々世人か翁に推服する所以のものは第一翁は多能多才の器を懐くにも拘らず斯業以外の事には毫も着目せず一意献身的犠牲となりて斃るるの志想毅然として終始渝はることなかりし事、第二翁は躬行實踐的人にして一旦信する處の主義に向ては如何なる困難に遭遇するも百折不撓其障碍を排除し其處信を實行する事に勇進邁往して已まざりしに由る翁は元來熱心なる分房の拘禁法の主張家にして又如何なる兇惡頑迷の者と雖とも必らず改良感化し得べきもの

なりとの説を懐抱し其實蹟亦歴々として顯著なり翁は萬國監獄會議の設置ありし以來何れの國に於て開會せらるゝも未だ曾て缺席したることなし而して其出席して事を演述するや翁の處論は毎に會場に「チャーソッチ」即非常の勢力を以て歓迎せられさることなかりしとぞ

翁か一度卓を離れ長大の軀幹を起し少しく曲りたる腰を暢へつゝ白く長き鬚髪を振ひ眼光炯々議場を睥睨して發言を始むるや宛かも沸騰したる鼎の如き喧噪場裏は寂として水を打ちたる如く忽ち靜肅に歸し何れも耳を傾けて其説を謹聽するに至る此れを以て見るも翁の勢力か如何に斯業の上に絶大なる乎其一班を推知するに難からざるべし

又翁は頗る雄辯家にして一度口を開くや滔々として説き去り述べ來る時は恰も懸河の流るゝ如く圓轉滑脱聽者をして知らず識らず按を撃ちて快哉を呼ばしむるに至る思ふに今回翁の長逝せられたるは全世界の監獄社會に一大「バニク」を與へたるなるべし翁の永逝は翁を知ると否とに拘はらず斯業の一大明光を失ひたるものにして實に痛恨に堪へず

卷頭に掲けたる翁の肖像は岳洋氏所藏の寫眞を請受

て模寫したるものにして即翁が制服を着し勤務しある當時の實況を其儘撮影せしめたるものに係る翁は骨格魁偉精神にして眼光人を射其中自ら温雅敦厚和氣霽々として衆を愛する長者の風備はり人をして欽慕せしむるの徳望を存するなり

嗚呼翁の英魂毅魄既に逝矣唯芳名を千古に存する而已今や其訃音に接し聊か吾人の知る處の一般を述へ併て翁の肖像を掲げて同致の士に示す

○ベレスフォード卿巢鴨監獄を訪ふ

夫の英米獨と我國とを聯合し大に支那を開かんとて千里の道を遠しとせずして態々我邦に來遊せられたる英國海軍中將チャールズベレスフォード卿は去月二十三日午前十一時三十分西郷内務大臣、清浦司法大臣、サトウ英國公使、大浦警視總監、小池監獄局長、若山四部長等の人々と共に巢鴨監獄を視察されたり

此日殊に天氣晴朗たりしは恰も遠來の珍客を好遇する天與の賜たるが如くなりし、ベ卿の着監と共に諸大臣、公使、總監、局長、四部長、永田典獄を始め他の來賓は珍客を案内して共に監内を視察せられたり、

此日の通譯官は留岡教師たりき、先つベレスフォード卿は南監より視察を始められ南監の視察中或監房に入りて身自ら便所、洗面所及揭示等を視且つや一々其説明を聞けり、今ベ卿が質問せし梗概を記さば左の如し、

ベ卿問ふて曰く、當監の罪囚は何年を以て其最長期となすか、

答、十一年刑を以て其最とす、

問、一房に幾人を収容するや、

答、或房は三人、或房は五人、或房は七人なり、

問、假令ば十年刑期の在監者にして入監後幾時日を經過せば賞表を得べきや、

答、我が監獄則に據れば刑期四分の三を經過れば謹慎充分なる在監者に假出獄を許すの制あれば十年刑期の在監者なれば二年と六ヶ月にして賞表一個を得るなり、此時ベ卿はサトウ公使に對して「然らば即ち英國の獄制と同一なりと云へり、

問、教誨は如何にして施し、何時之を爲すか、

答、教誨は毎日曜日午後一時と大祭祝日を以て總囚教誨を施し、平日は毎日二時と一時の間に於て順次之を爲し、夜間は就寢時即ち八時まで各監房に

問、教誨は如何にして施し、何時之を爲すか、

答、教誨は毎日曜日午後一時と大祭祝日を以て總囚教誨を施し、平日は毎日二時と一時の間に於て順次之を爲し、夜間は就寢時即ち八時まで各監房に

勤務三十分小憩なりしと、言ふ迄もなく劇務に酬ゆる休養の法あり則ち毎十日一日の休暇を與ふ欠勤したるものは休暇を失ひ猶ほ爾後十日に至らざれば右の休暇を與へず且つ皆勤休暇も凡毎廿四日に一日を許し將來漸々休暇權を得るの増加に隨ひ毎十九日に一日を許すの割合なり斯く其運用宜きを得目下不思議にも欠勤者なく偶々あるも實際の病者一日一人若くば二人に過ぎず爲めに獄事大に擧り建築工事上大工を始め重もに囚人を使役し第一戒護者を要するに更に不充足の感なく按外に拂取り監督者も大に満足すると云へり抑も同署千頭典獄は夙に官吏養成に重きを置き先づ看守は忠誠實勤を旨とし品行を慎み餘念なく其職に盡瘁するの覺悟あるを要し人の票儀に立べき根本的蓄陶を力どめられ一つに命令を守り喜びで奉公するの徳性を涵養するにありと余輩又大に賛同する處尠ながら今一月中勤務統計表の寫を得たれば左に掲げん

明治三十二年一月看守勤務統計

隔日勤務	第一監	第二監	拘置監	合 計	一日平均
一一四	一一四	六八	三一六	一〇、一	

勤務日數 二二二二 一八三六 一〇一四 五〇七二 一六二、九
 欠勤日數 一四 九 〇 二三 七三
 休 暇 三一八 三〇五 一五六 七九九 二五、三
 慰勞休暇 四九 五七 四一 一四七 四、七
 祭 日 二 一 一 四 〇
 合 計 二七三三 二二三二 一二八〇 六三四五 二〇四、六

備考 本表中休暇數ノ多キハ免役日數ノ多キニ由ル

○内務省監獄報告例調査方に就て

三井 久陽

内務報告例中監獄主管の報告事項は客年末總て改正せられ報告表の目數は月報を併せて三十表となり従前のものに比しては表數の増加したると共に精細の事實を網羅し統計材料として適當なる事項を掲げられ或る年數を経過したらんには定めて大に見るべき統計の編纂せらるゝに至ることを悦ばざるを得ず併しながら此等浩翰なる材料を調査し又たは之を蒐輯編纂するには各地の監獄に於ては限りある人員にし

て甚だ困難たるを豫想せらるゝなり今日の現況に於ては何れの府縣監獄に於ても單純なる統計主任なる人を置かるゝもの絶へて之れなく文書取扱主任者又は日表擔當の雇員等をして傍ら之を編纂せしめ又九年報告期に際して匆卒連夜々勤等を爲して取調に従事せしむるが爲め出來上りたる表に於ては自然粗漏あるを免かれず此粗漏は終に事實の眞想を喪ひ自ら欺き世を欺くに至る危険も亦甚しと云ふべし」

嚴正にして確實なる報告を作らんには各地監獄在監人員の多少により二名乃至三名の統計主任者又は事務者を常置し(如何なる小監獄にても一名を常置し)此人をして日々入監する者出監する者及び其顯はれ来る事實を一定の帖簿(統計原材料簿の如し)に記載せしめ日計より月計に月計より年計に編纂せしむるなり而して其之に従事する人は絶へず各課所に於ける統計材料採録の方法に注意を加へ若し採録方に於て粗漏あるを發見するときは遠慮なく注告をなし殊に在監人に就き取調ふる身上の關係の如きは取調官吏の尋問方にも注意をなし例へば「汝は何才なりや」と問はすして「汝は何時生れたるや」と問ひ「今何才に至るや」と問ふか如く又た「汝に資産ありや」と問

はすして「汝の居住したる家及地所は汝の所有なりや」と問ふより貧富の度を測定するか如く人に依り關係の如何に依り尋問の方法を探究し前科の有無、私生者、教育所にて生育したる者、赤貧者、棄兒、父母の前科、大飲酒者等の類は大概事實を隠蔽するの傾きあるものなれば尋問の方法に注意をなすこと最も肝要なり若し出來るならば此際各府縣の主任者たる人を内務省に召集して調査の方法材料採録の方法を講究せしむるか内務省に於ける當路者をして各府縣を巡廻せしめ疑問に答へ一定の方法を示さるゝかは最も望む所なれども此希望にして二者とも行はれずんば切めては内務當路者は統計原材料簿の書式を一定して各表各欄に就き詳細なる調査方法を示されなば甚しき危険は免るゝに至るべし

當路者に望む所斯の如くなれども其材料の顯はれ来るは毎日晝夜間斷なきことなれば一日片時も忽諸に付すへからざるにより私見を以て改正報告例に關する調査の方法を掲ぐ之れ唯た一定の報告をなさんとするの徴志に過ぎされども當路者其他大方の諸士にして意見を異にせらるゝものあらば假令些少の點に就ても其勞を吞む勿れ

第一在監月末現在人員 之は前(前報告例を云ふ以下皆同じ)の月報の本月入り及前月入り等の別を廢し禁錮以下の刑期を分類したる等に過ぎず日表に於て各分類をなし置けは調査上甚だ容易なり警察署留置場に於ける拘禁者の記載方は備考にて明瞭なりとす

第二在監月末現在囚罪名別 囚人の罪名別は各府縣に於て大抵之を日表として作り居らるゝことなれば之れも其調査上甚だ困難ならずと信す一寸之れに注意を要すへきは窃盜犯中の分類にして拘捕、田野山林牧場に於ける產物盜、其他の屋外盜、持強器盜、其他の盜(報告例にては持強器盜は分類を要せず)を日々分類して日表に掲げ置けは足れり軍衛處斷囚中普通刑法罪名以外のものは陸海軍刑法欄に掲げ其他は普通刑法の各罪名の下に合算することゝなり前の單に軍衛處斷の下に合記したるに比せば正當を得たりと思量す

第三監獄の地所及建物 之れは前にはなかりしも各府縣監獄統計表には掲記せざるものなし其他とある項には事務所、倉庫、炊事場、物置、立番所等の地坪を含有し附屬地の内には耕耘に供する構外の屬地を合

有す平均一人に要する雜居監房坪數は現に使用する雜居監房の坪數(例器流シヲ設ケ置)を人員を以て扣除すれば一人當りの坪數を得れども私見に於ては寧ろ一坪の内に拘禁する人員を算出する方通覽に便なりと思量す一人當り工場の坪數に於ても成るべく實際の數により調査すべきは勿論なれども殊更大工場を要する煉化工の如きは此割合數より省きて別に備考に特記するを至當とす

第四監獄官吏 之れは委しき説明あれば記載方明瞭なり只技術雇なるものを設けられたるは火夫の如き機關手の如き馭者の如き類を掲ぐるものとす

第五看守女監取締押丁賞罰及給助 之れは二十二年內務省訓令第一號十五年太政官第四十一號違着守給助例を通覽すれば明了なり

第六刑事被告人の出入 之れ以下二十表は一年内の事實を記載する表にして新入者中再入以上の項には嘗て拘留監に在りて再び新入したるものなれば再犯者以上の者は勿論前に處刑せられたることなき者にも或る被告事件を以て一度監獄の門を潜りたる者は總て此内に算入するものとす

○獄務の統一

奥村嗣次郎

内地雜居の準備として多年斯道先輩諸子が潛心焦慮攻究しつゝありし十九世紀の末年改正條約實施の期は目睫に迫り餘す處の日子僅に十數句手腕を撫し脾肉の嘆ありし先輩諸子が在監人處遇の劃一公平なる治獄上の理術は外國人の將に目を刮るへきは今日より期する處なれば吾人亦何をか言はん敢て醜を得て獨を望むと云ふにあらざるも吾人は當局者に於て庶務戒護會計用度作業醫務教誨等に就き一大規程を設けられんこと之れなり方今の如く府縣各其取扱を異にし甲縣に於ては簿冊表式頗る浩澣精密なるも乙縣の如きは之に反し粗笨なるあり或は吏員の少數に制せられて周到を欠くあり固より監獄の構造在監人員の多寡等に因り一概に論する能はざるものありと雖ども何れも其長を採り短を補ひ完備の域に達せんと汲々意を注ぎ怠らざるものゝ如し然かも繁簡其要を得て秩序整然模範とすべきもの幾許かある帳簿表式は一見如何に壯麗完備せるも之を應用するに至て抵牾あるものは光輝ある帳簿表式と云ふべからず帳簿

表式は實地の取扱實地の計數取扱上の順序取扱上の結果として自然に顯出し轉授受幾回するも終始一貫聯絡あり秩序あり整然紊れず其顛末を明瞭にし責任者を的確にし始めて完備と云ふべき乎昨年典獄諮問會の節責任者を明確にする爲め指示せられたる事項あり帳簿表式の變更増減は事小に似て小ならず事務の繁簡も常に此裡に孕まれ吏員の多少亦此に胚胎す加之ならず經濟上の利害に關する實に少々ならず故に處務の簡明敏捷は先づ其根本たり基礎たる帳簿表式を定め從て其取扱例を制定するは尤も急なる所なり現時の如くんば人各其見る所を異にするを以て人の交迭の時々變更を來し所謂輿應は人に存す法にあらざるなり法にあらす人に存す故に完備を望む頗る至難なり若かず一定の規定を設け容易に變更増減を聽さざる時は勢ひ力を實務の整備に用ひ爰りに更改するが如きことなく其効果大に見るべきものあるは信じて疑はざるなり夫の囚人身分帳名籍原簿放免曆簿其他二三の様式取扱例を定められたる府縣力を其取扱の精緻に用ゆるを以て効果を收むるに易く然るに庶務戒護會計用度作業醫務教誨等は現時の狀況を見るに府縣皆之を内務部と同一處務細則の下に

網羅しあるも之れ唯其大体に於ける綱領のみ抑も監獄は一小寰宇一社會をなし製造所あり病院あり炊所あり浴室あり教誨堂あり其他百般の事項牧擧に違あらず所謂足の爪先より頭髮に至る迄の世話をなさるべからず此百般の事を網羅する豈に一小規程の能くする處ならんや吾人は此際の方針を監獄に關する一切の帳簿表式及其取扱規程を設け全國の獄務を統一せられんと希望に堪へざるなり

○典獄の慈善事業

(携帶乳兒の教育)

現行監獄則に於て入監の婦女に乳兒を携帶することを許したる立法の精神は既に世の公認せる所なるを以て茲に之を贅するの要を見ずと雖も、素と此乳兒は純真無垢なる可憐の嬰兒にして未だ社會の風波に動搖せられざる者に對し其母、在監の身たるを以て其母と共に鐵窓の裡に呻吟せしむるは其趣旨に於て唯母子間の深厚なる情愛に基くものに相逢なしと雖も監獄は元來國權に基ける刑罰を執行し及社會の危害を防遏矯治する二個の目的に出でたる所なり故に以上二者に該當せざる者は之を監獄に繋留する性質

のものにあらざるや明かなり、故を以て當局に於ても携帶乳兒の年齢を短縮せんとし或は之れか引取人の有無に就き精密なる調査を遂けたる上にあらざれば容易に之れが携帶を許さる等の方針を取りつつありと雖も今日未だ携帶乳兒の跡を監獄内に絶つに至らざるは、要するに法令の認容せる結果に依るに外ならず、何となれば若し今日に於て此規定を監獄則より全然削除するあらんか必ず他に之を収容鞠育する相當の機關亦は責任者を需むること決して難事にあらずるべければなり、現に今日の制度に於ても各府縣の地方税に教育費或は恤救費なる費目のあるあり何すれ強て監獄に携帶を許して迄之を乳養せざるべからざるの理あらんや、加之現に携帶を許せる人員は一府縣僅かに七八人に過ぎざる少數の人員なるを以て見るも之れが爲め多額の費用を要すと云ふ道理あらざるをや、今假りに東京市立養育院に於て此種に類似の乳兒を哺育せる實況に依て見れば之を乳母の許に里扶持預けとなすも其費用一人に付き僅に二圓内外にて之を引受け鞠養するものありと云ふ、尤も此他に猶時季の被服費を要するありと雖も是れ又實に僅々たる費用にて支賄ふことを得るを以

て今假りに乳兒一人に對し里扶持料一ヶ年二拾四圓を要し被服費五圓(概算なれども)を要すとすると合計三拾圓内外を以て此可憐兒一人を収容し得るにあらずや、去れば強て之を各地方の公費に要求せざるも各府縣の典獄始め博愛慈善家の喜捨淨財を以てするも充分之を支辨するに難しとせざるべし、聞説く板垣前内務大臣閣下は嘗て在官中大に此事に同情を寄せられ令夫人をして率先此好範を示されんとにて調査せしめられしことありと云ふ然れども伯の在官甚だ短かりし爲め此美舉を遂行せらるゝに至らざりしは余輩今日尙之を遺憾とせり、而して伯當時の考案には先以て伯の令夫人をして在警視廳監獄の携帶乳兒を教育し全國に其模範を示し施いて全國府縣の顯官、慈善家の之に倣ひ此慈善事業に傾意盡力せられんことを庶幾せらるゝにありたりと云ふ、既に此舉の美事にして且多費を要せずして斯固圍の可憐なる嬰兒をして天性の幸福を得せしめ尙成長後忠良なる國民同胞を作ることを得ば博愛慈善家の美德は社會は決して之を遺忘せざるべし、余輩は切に希望す世の典獄諸君率先以て板垣伯の素志に倣ひ此事業の發端を計圖熟案あらんことを、敢て微衷を陳へ一顧

を煩はすと爾云

付客年十二月末日現在携帶乳兒は其數全國を通じて合計三百三十二人なりとす

○監獄統計に就て

福 勇 生

監獄統計は頗る幼稚にして専門語により説明をなせし所謂説明的統計は未だ曾て世に出でしを見ず故に設令監獄統計を見るも恆定原因なるもの何れに存して變動原因は何れに起りしや等に至りては更に不明なるものあり統計は素と數字により原因を探ぐるもの故若し數字の上に於て著しく異數を生せし時には必ず之れか説明を與ふるを要するなり
監獄は世間と異なり衣食空氣自由等より彼れ等の衛生に及ぼす影況は著しきものありて存す故に一旦監獄に入りしものは其健康の度合に應じて幾分か彼れ等の生命を短縮するに至るは争ふべからざる事實なり殊に永年監獄にある集治監囚徒にして放免假出獄等を得しもの一旦社會に出づるに於ては生活の情態を異にする故か監獄に在て無病健康なりしものも期

月ならずして死亡の報告に接するもの往々之れあるを見る故に右に關する統計を造り行政の方針を定めれば獨り罪囚の爲めのみならず又邦家の利益ならん記者果して如何

監獄茶話會

本年一月十五日富士見軒に於て開催せられたる、小池監獄局長歡迎會兼監獄茶話會に於て談話せられたる大意は概ね左の如くなりし、但編者の不注意に依り、本誌發行に迫り筆記せしを以て、記憶を逸したる廉恕なからず、特に講演者の校閲も經るの暇なく、其儘掲載するに至りしは、深く講演者諸君に謝する所なり

編者 謹識

○原胤昭君

本日は私も此盛會の末席を汚すの榮を得ましたは甚た満足に堪へません、唯今山上君の御勤めもあり一言希望を述へて清聴を煩します、
初て監獄局を獨立となし專任局長を置かるゝこと、なり小池君に依て此の重職を拜せらるゝに至りしは

卑見のある處を申上りましたに伯は例の率直なる語調を以てそれは大丈夫だ監獄局長は事務官だ決て内閣の交迭と共に變替するやうな位置にはならぬと爾來私は何人が此の椅子を占めらるゝ事かと思ふて居りましたら幸にも政黨以外の小池君か御就官になりましたのは殊に斯道のため甚た祝する次第でございます、就て私は小池局長閣下に御願ひ致します前途多望なる吾國監獄改良のために永く此の椅子を御離れなさると無く斯業のために御盡力下されんとを希ひます、

而して監獄局の獨立、監獄局長の專任相定まりしからには、此後は監獄官吏の獨立でございます、必ずしも典獄には監獄部内の諸君が進で其位置を占めらるる様に致したいのでございます、監獄界諸君か多年の精勵苦學あるにも係らず經驗もなき裁判官や警察官が飛入て其位置を奪ひ監獄を踏臺にして他に轉任するか如き事或は又監獄界に名聲ある典獄諸君の忽ち奔して地方官に轉せらるゝは斯業のため甚た遺憾な次第でございます、此の如き弊害を避け眞に斯道に熱誠ある志士を以て斯學に該博なる學者を以て斯業に熱練ある名士を以て監獄官を充たすやうに致し

監獄事業前途のため慶祝に堪へません、往年監獄局の廢せられ警保局に併されしとき清浦司法大臣閣下が警保局長として御在職ありし當時私は御面會を得て伺ふた事がありました、私も多少外國人の知己もおりますが今後益々進歩を願ふて居ります、監獄改良問題に向ひ今に至て監獄局を廢せられたと云ふ事は其理由を説明するに困りますが全体之れは如何な譯でございますかと御尋致しましたれば局長は一言下に夫れは政略上であると御答がありました、私が私には甚だ理解致しかね常に遺憾に思ふて居りました、今や時運成熟し監獄局の獨立を見るに至りしは甚た喜はしき次第でございます、就まして私は今日の祝會に希望する事があります、
我が監獄局をして、尙廣く申せば吾國の監獄事業をして政黨と宗教社會の制肘を避けねばならぬ事でございます、私は先日監獄局長を勅任官にするに云ふ事を聞きました時に現任内務大臣板垣伯を訪ひ、監獄局長の位置を高めらるゝ事は最も好し監獄改良上大裨益あるべし然れども今日の勢を以てすれば勅任官とすれば是亦獄官界の一椅子となりましやう然る時は監獄改良上非常の不利益なりと用なき事なれども

たいのでございます、

又我國の如き種々なる宗教ある國柄にては宗教界と監獄との關係も亦一問題にして是亦弊害の來らんとは政黨の關係に異なりませんと思ひます、宗教界の制肘を避くるとは最も注意すべきと存します、私は切に希望致します、斯業には斯業の社界を造り政黨によらず宗教界によらず單獨なる一勢力を成さんことを望みます、是れは只だ斯業に熱心する者の至誠熱忠にあらば必ずや成し遂げらるゝと思ひます、獨立眞に獨立活歩の勢力を得たいことでございます、一言以て清聴を汚しました。

○留岡幸助君

只今原君は局長閣下の位置長からんことを希望されしが余も又同じ希望を懐くものなり、然して余には尙他に一の希望あり、聞く所に依れば遠からずして司獄官練習所の開かるゝと云ふことなるが余の當局者に向つて問はんとし且つ希望する所のものは「司獄官吏の精神的涵養は如何にせらるゝや」と云ふこととなり、物平を得ざれば即ち鳴ると申すことは實に至妙の警語なり、故に物質的文明の旺盛なる歐米に

ありてもこの物質的勢力を利導し、この力をして専ら社會に逞ふせざらしむる爲に精神的勢力を怠らざらぬ所にはこの精神的涵養の必要を見るなり、歐米各國の海陸軍には Chaplain と申して軍隊付の教誨師ありて武力を以て仁義を害せざらん爲に頼りに兵士を教養するなり、軍隊に於てすら斯の如き教養必要とせば犯罪者を改良して行刑の目的を完ふせんとする監獄に於ては殊更に精神的涵養は必要なり、かの亞米和加合衆國にては毎年監獄大會議なるものありて朝と野との別なく苟も監獄改良に同情あるの志士はこの大會に會同して大に斯道改良の意見を上下するなり、而して各種の集會の初に當り最も社會に有名なる説教家を聘用して精神的涵養の一方法として説教を聽聞するなり、米國人の如何に精神上のことを重んずるかは之に依りても窺知せらるべし、吾人が司獄官練習所に於ける課目の一としてこの精神的教養を希望するは時事に感ずる深きにあるなきを得んや、司獄官吏は二六時中只夫れ事務にのみ醒んで身を以て在監者を率ふる實なくんば何を以てか罪囚改良の目的を完ふし得んや、一度典獄となり

看守長、看守となりたる以上は己の利害よりも在監者の利害を切實に感んじ之が爲に盡すの精氣に充つるにあらざらんば何を以てか能く奏功し得んや、この精神を涵養して實地に行ふことは至難中の至難なりと云ふべし、其故に在監者の改良は先づ第一に司獄官吏の改良を意味す、教養と訓練なき司獄官が幾歳月を費して在監者に接するも最後の目的を貫徹せんこと蓋し難かるべし、刑法の原理と監獄則、並に職務上の手續を教ふることも頗る肝要なりと雖も精神的涵養を怠りて法制規律を教ふるも所謂佛を造りて眼を入れざる類にして到底真正の意味に於ける監獄改良を徹底し能はざるべし、吾人は我監獄界に人物を得んことを望む、人物とは才子にして小智慧の利くものを意味さず、吾人の所謂人物とは精神に涵養を受けたる高尚にして職務に熱心なる、職務に熱心にして慈愛に富める所謂常識に仁愛を兼ねたる人物を意味す、如斯人を監獄界に得んとするには今回開設せらるる司獄官練習所に於て法律規定の教習と共にこの精神的教養を勤むるは實に刻下の急務にあらざや、一言を陳じて當局者に希望す、

○大津隆岳君

少し妙な風体ではありますが、御免を蒙りまして簡單なる愚見を申し上げます、本日は小池局長の御新任の歡迎と、茶話會と合併の盛會でありまして、小河事務官、山上課長始め其他諸公の御高見を伺ひたく本席を汚しました次第で、自分の意見などは御座りません、けれ共一寸の虫も五分の魂と申如く不肖ながら監獄教誨に従事して居りますれば、一言所思を述べよふと存じます

扱手如何にせば再犯を防ぎ得るかと申ことは我々の常に苦心する所でありまして、前席留岡君の御意見もありますが、外國の事を其儘真似ると申事も如何と私は考へます、御承知の如く我國は佛教國でありまして、其宗派も十三宗、三十六派と申極めて錯雜なる宗教にて(中略)然るに前年恐れ多くも

皇太皇陛下の御大喪に際し、刑罰減輕の恩典を施されました結果として、各地免囚保護の必要に迫り、我千葉縣に置きましても、當局者及有志諸君の御盡力に依り、此機關を設備することになり、現に小河事務官、佐野尙君等の御來臨を煩しました、なれ共

また至つて微々たる組織でありまして、完全の域に達するには、前途幾多の困難を経るに非されは、彼岸に達することは出来ません、就ては此事業に關しましての各地方の状況結果等を互に通信しては如何と考へます、斯く氣脈を通して其成績を比較對照しますれば、大に斯事業の發達を助成すること、信しまして、聊か當局者及同僚諸君に御相談申し上げます

○盤井宗成君

私は教誨師でありますれば、聊か教誨問題に就き希望を申し上げます、扱て監獄教誨に署長か臨席せらるゝの一事は頗る緊要なることと信じます、署長か此教誨堂に入らるゝ時は囚徒の感情は直に正氣を發し、署長の徳は風の如しと申状況であります、曾て私か、陸軍に於て説教を試みましたが、其教場に將校が臨席せらるゝ時は、恰かも監獄に於て署長か臨席せらるゝと同一の趣きがありました、就ては示今各署長に於かれましたる方めて教誨場に臨席せられんことを希望します

Y. W. O. S. P. O. S. S. I. A.

○小河監獄事務官

本日は小池新局長の歡迎會と茶話會とを兼ねて此會を催しましたる處、斯く多數諸君の御臨場を得ましたは、甚だ満足に堪へません、就ては追々諸君の御高話も伺ひましたれば、私も一言御参考になるべき事柄を申上げよふと存じます

先き頃典獄會議を開かれまして緊要なる事項を指示或は諮問に附せられました、其結果一面には夫々改正發表せらるゝ所あり、又は調査中なるものあり、今回私の如き近縣巡閱の命を帯ひ、東北地方へは印南屬の巡視を命せらるゝあり、普通巡閱の外該會議の結果即ち實行と申す事をも視察するの命であり、從來中央より發する規則なり、訓令なりか稍もすれば、机上の議論となり了る弊なきや、即ち其命令規則か中央の精神目的を貫徹して遺憾なきやを疑ひます、必竟理屈は理屈實際は實際と云ふか如き弊ありと認めますれば、今日監獄改良を謀る上にも、先つ此弊を矯正することに着意しなければなりません、之れを矯むるの手段として、是非共本省と實務家との連絡を取るを必要と信じます、故に巡視官か

各監獄を巡視する場合には、其巡視を受くる者は少しも虚飾なく實際を打明け陳述せられ、又巡視官に在つても胸襟を開いて其意見を述べる謙致したく思ひます、(中略)又其一の手段としては本日の如く茶話會等を開き、互に遠慮なく意見を闘はし、而して理論と實際の融和を謀るも、可ならんかと信じます

唯今群馬縣教誨師の述へられました、教誨場に典獄が臨席すれば教誨の力を強めると云事は、至極の御心附で、典獄に於ても容易に行ひ得べき事柄と思ひますれば、力めて臨席せられんことを希望します、歐米の監獄に於きましては、教誨場には典獄も臨席し、典獄自身も教誨を受くるを科程として居ります、故に其教誨の終らん内に退席することはありませぬ、我國も倍々教誨に重きを置き、典獄も力めて教誨場に臨まれんことを希望します、又千葉縣教誨師の御述へになりました、出獄人保護事業のことに就きましては、本省に於きましては種々調査又は立接しつゝありませぬは不御希望を満たすことも出来よふと思ひます

原、留岡兩君の御話にも上りました、我國監獄官の地位が頗る不鞏固で動もすれば監獄を踏臺とする

の傾向あるは覆ひ難き事實で、將來大に戒飾すべきことと考へます、彼の内閣交代か、監獄官に波及する一事も我々の最も恐るゝ所にて、米國は四ヶ年毎に大統領の改選あり、其改選毎に大小の官吏皆交代し、鉄道驛夫迄も漏るゝ能はずと云始末にて監獄官吏の變動も其數に漏れず、故に同國の監獄改良が、今日遅々として振はさるゝは、其原因の一は茲に存するものと爲し、近時識者の一問題となり居れり、獨國なり佛國なり英國なりは監獄官は皆終身官で佛國の如き屢々内閣は交代するも、監獄官は動きません、佛國現任の局長マフロ氏は千八百九十四年に於て知事より轉任した入て、今日まで引續き現職に在り、英國のシュクニ氏の如きも三十六年間局長の職に在り、獨國クロイツ氏の前の局長は四十年間局長の職に在りしも發病の爲めに辭職し翌年死没せられたり、日本の如きも、典獄なり又新局長なり希くは終身監獄に従事せられんことを切望します、今一つ監獄經濟の事を申し上げます、米國は利益收入と云ふことに重きを置きまして其収益は監獄の經費の上にあたり、併し之れが爲めに掬束規律と云ふ側には自然輕視する傾向がある、日本は之れに反對して決して營利

的でない、其代り收入か少ない、將來は適度の經濟を立て囚徒費位は收入するの方針を取りたく考へます、目前監獄費を國庫に移すと云時機でもありませぬは、一層監獄經濟に重きを置かれ、今日より講究せられんことを希望します云々

○小池監獄局長

本日は私の新任を祝せられ、又茶話會を開く爲め、斯く多數御會同下されまして寔に満足致します、就ては此席に於て何か意見を述べよふと考へましたか、何分就任の日も淺く講究の暇を得ません、故に何を御咄しよふと申すこともありません、併し小河事務官其他より伺ひました監獄官の頻々交代すると云一事は監獄改良の上から、少なからぬ影響ありと認めますれば、充分注意致します、又微力ながら自分には長く現職に在る考へてあります、就ては小河事務官も述べられました監獄經濟の事に就き、一言御咄し致します、是迄自分は何進研究した學問もありませんか、經濟學に就ては聊か取調た事もあり、旁ら監獄に來つても、第一に監獄經濟と云事に着目しました、然るに此監獄經濟の上に就て最も怪訝に堪へ

ませんのは、囚徒工錢の收入の少ない一事である、統計を見るに一人一日の工錢僅かに四五錢に過ぎん、一般労働賃銀と比較して餘り其差甚だしい、併し監獄は規律の府でありますれば、自然經濟を第二とするは止むを得んとは申なから、少しく注意を加へんには工錢の收入を高むることも出来よふかと思ひます、此件に就ては追々調査を爲す考へてあります、諸君に於ても充分講究せられんことを希望致します

雜報

○典獄特別任用令の改正發布に就て

集治監廳府縣典獄特別任用令は本月十四日勅令第三十五號を以て發表せられたり本令に依て獄事登龍の門は確かに閉鎖せられたり否全く關門を閉鎖せられたるにあらす獄事に經驗ある人才を我獄治社會に擢用せんとの政府の方針に過ぎざるなり猶之を再言す

れは監獄改良の今日に在ては寄食的無經驗者に典獄の椅子を與へさらしめ一面後進有爲者の進路を洞開せられたるなり、人或は改正令は監獄事務に従事すること三年以上となれるを以て此期間内に監獄専門の理術を通曉するには短きに失するなきやの疑問なきにあらざるへしと雖も凡そ三年の歳月を費すときは百科の學術を専攻するに足るべきを通常とせるを以て見るも滿三年以上獄務に従事するときは監獄大體の理術を知悉するに難きにあらざるのみならず將來献身的獄務に従事せんとする者の爲め招迎の門を開放するの趣旨に出て双互の都合を斟酌したるものなりと云ふ、典獄任用令改正の議は當局者宿昔の希望なりしか今日此改正を見るに至れり亦以て監獄改良上一新生面を開きたるものと謂ふへし當局者夫れ之を勉めよ

○典獄の官等俸給改正は如何

典獄増俸の議は随分數年以來の宿題となれるに今日に至る迄之れを遂行するに至らざりしは要するに國庫財政上の都合もあり萬止むなきに依りしものなり

と雖も客年十月官制改正の當時判任官の俸給令を改正せられたるより判任にして高俸百圓となりしを以て府縣典獄の俸給を從來の通り固定職給となせるは双方の權衡を得ざるのみならず我監獄社會に人才を要する今日に於て之を斷行するにあらざれば到底監獄改良の頁成績を見るへからざるを以て此程其筋に於て増俸論再燃せる由、而して増俸令發布の如何に關せず責めては官等丈なりとも是非之を改正せんとて主管局に於ては頻りに之れか調査に従事せられつゝありと云ふ官等、俸給改正の事たるや他官との權衡論も屢々聞く所なるか當局者は此際須らく從來の惡慣例を踏襲せず勇進果斷其職責の大小輕重を彼と比較し以て吾人當局者に満足を與ふるの改正を施されんことを豫め當局政府に待つものなり

○監獄統計樣式に就て

客年十二月内務省訓令第三十六號を以て内務報告例中監獄に關する統計樣式を改正せられたるに就ては各地方の監獄事務中繁劇を加ふること層一層にして當局者の劇勞尠からざるへしと雖も監獄統計報告改正の議は随分久しき問題にして監獄統計の不備を感

することなりしか改正報告例に依て從來の不完全を補ひ今後監獄統計の完備を見る亦決して遠きにあらざるへきを信す、想ふに改正報告樣式新設のもの多きに係り從て樣式中當局者の疑問あるは亦無理ならざることを謂ふへし、今本令發布以降各地方の當局者より其筋主任局に問合相成りたりと云ふ數事項に付茲に參考の爲め當局意見のある所を説明するは亦以て無益の業にあるさるへきを信す讀者幸に之を諒せよ

一、在監月未現在囚罪名別(月報)并其他各表中罪名記載例は財産に對する罪の欄中窃盜を分て窃盜、拘摸、田野盜とし凡て刑法章節の順序に依り節を以て記載すへきと勿論なりと雖も後欄規則違反は其規則又は條例名を列記すへき等なるを以て彼明治二十三年法律第九十九號(屋外窃盜に關する罰則)に依り處斷せられたるものは財産に對する罪中に合載するや將た特別の罰則とし規則違反中に別記すへきものなりと云ふにあり、右法律第九十九號は其罪金の五圓以下の者に限り刑法の規定に依らず特別法を以て罰則を規定したるものなれば財産に對する罪中に併算せず規則違反の欄に別

記し登載すへき等なりと云ふ

一、看守女監取締押丁賞罰及給助(年報)中女監取締の賞與欄點線を以て抹殺しあるは女監取締賞與の規定なきに基けるか如しと雖も看守押丁賞與規則發布の當時北海道廳よりの伺出に附し看守長其他女監取締等直接戒誨の職務に従事する者の賞與は全則に準し賞與することを得へき旨の指令を一般に通牒せられたる義も之れあるを以て同通牒に依り賞與したるものあるときは無論本欄に記入すへきものなりと云ふ(後項通牒再録参照)

一、刑事被告人の出入、在監人病者、死亡者病名(年報)表中末尾に最多日、最少日人員の欄は各警察署分署の拘禁に係る人員を通計したる和より生ずる最多日、最少日人員を掲載すへきものなるやの疑問ありと雖も右は監獄署監獄支署は勿論區裁判所地にして監獄支署の設けなき拘留監に代用せる警察留置場の人員に就き合計の和より生ずる最多最少日の人員を登載すへき義なりと云ふ

一、出監刑事被告人滞獄日數(年報)表中拘禁三十日以上に及び訟廷より召喚なき者の欄には入監後當初の三十日間召喚なき者のみにあらずして召喚後

一日以上の自由刑を受けたる者に就き調製し警察署警察分署の取扱に属する者は本表に算入せざるものなりと云ふ聊か當局者の疑惑なき茲に一言せり

○監獄賞與規則も就て

明治二十二年内務省訓令第一號を以て看守押丁賞與規則相定められたるも本則は單に看守押丁とあるを以て均しく監獄戒護の事務に従事する看守長及女監取締等にして本則の各項に該當する者あるも之を賞與するを得ざるより典獄會議の當時協議會の議決を以て本則改正の建議書を其筋に提出せられたることあり、其後其筋の詮議如何になり居るや余輩之を聞くを得ずと雖も素と看守押丁は直接在監人の戒護に従事するの職務を有し本則の各項に該當する事實多きを以て之を表記したりと雖も元來看守長の如き女監取締の如き等しく戒護の職務に従事するものなるを以て見るも右等に對する特別の賞與規則なかるへからざるより曩きの建議あるを見るに至りしものなるへしと雖も余輩は本疑問に就て夙に其筋の方針通牒もある事にして別に本則の改正を要せざる議ならんかと思せり今試に其通牒文を掲げ讀者に便せ

再ひ三十日以上召喚なき者をも合記登載すへき等なりと云ふ

一、幼年囚懲治人の就學(年報)表中總人員と就學不就學延人員とは合計して登載すへきもの、如き様式となれるも右は全く其性質を異にして通計すへき性質のものにあらざるを以て總人員と就學延人員の間に縦線を畫すへきものなりと云ふ

一、在監人作業費收支精算(年報)表中收入の部工錢額の欄には給與工錢を控除せざる總額を掲げ支出の部給與工錢の欄には工錢總額中の給與せし金額を登載すへき義なりと云ふ(本年一月監計發第三號通牒參看)

○新受刑者酒癖有無報告方に就て

客年十二月監獄局長通牒の酒癖有無半年報の件新に罪を犯したる者とあるは新受刑囚人に就ての調査にして刑事被告人は此統計に入らざる義にして罪質は刑法章節の順序に依り節を以て記載すへきは勿論條例規則違犯者は其條例規則を末段に別記し分載すへきものにして在監月末現在囚罪名別表に準し禁錮十

ん

北海道廳内務大臣指令明治二十二年一月二十一日前略 看守押丁賞與の件看守長其他戒護の事務に従事する者は本年當省訓令第一號看守押丁の例に準し賞與することを得

内務書記官より一般へ通牒全日 看守長等賞與方に付北海道廳長官より伺出の處別紙の通指令相成候間自今右に準し御取計相成可然云々

○擊劍柔術の爲め死傷看守給助の件

擊劍柔術は看守の職務上必要の科目なるを以て客年十一月内務省訓令第三十號看守教習規則中に差加へられたるは事理の當を得たるものと謂うべし、然るに茲に教習中の看守及教習終了後の看守にして擊劍柔術練習の際誤て死傷したるものあるときは職務上の死傷と看做し巡查看守給助例に依り相當給助すべきものなりと云ふに右は看守職務の一部にして殊に上官の命令に依り練習を必要とするものなるを以て無論職務上の死傷と同視し給助し得べき性質のも

のなりとす、开は左もあるべきこと當然なるべし

○押送規則の除外例

明治三十年勅令第四百十五號囚人及刑事被告人押送規則には其名の如く囚人刑事被告人の押送を要する場合に於ては總て本則の規定に據るべきは當然なるが如しと雖も囚人及刑事被告人たるの資格に關係せず單に他地方の裁判所より證人參考人又は民事訴訟の爲め本人の出廷を許可したる者の押送は矢張本則に依るべきやと云ふに右は素と囚人被告人の押送に相違なしと雖も全然同則の支配を受くべきものとも着做し難き事情あり、何となれば押送規則は押送に關する費用を區分して各押送を爲す官署の區別に従ひ各其經費を以て支辨すべきことを命ずるよりすれば右等のものに對しても其押送を掌る官署の支拂に立てざるべからざるに至り一面に於て本人自ら旅費日當を請求するの權利あるを以て此場合に於て出廷の囚人刑事被告人は不當の利益を得るの嫌あるに至るべければなり、案ずるに押送規則は斯る場合をも豫想したるものにあらずして囚人及刑事被告人の刑事上の證人參考人となり又は民事訴訟の爲め本人の出

廷を要するは是れ取りも直さず一己人の資格を以てするものなりと雖も其拘禁中の身柄なる故を以て押送の式に依るものと云ふに過ぎざれば此場合に於ては全然押送規則を適用せず本人拘禁の監獄署より直送すること正當ならん、又其押送に要する費用は一時監獄費を以て繰替置き後日裁判所より償却を得たるときは其金額を以て辨償せしむべきことは既に佐賀縣の伺出に對する指令も之れあり異論なきが如しと雖も押送規則中除外例を認めあらざるより今日尙當局者の間に疑問となれりと聞く、而して其筋の解釋は略々前記の通にして押送規則の例外と看做されつゝありと云ふ

附此場合に於ける押送官吏の旅費日當は矢張其押送の責任ある官署の經費を以て支辨すべきこと勿論にして殆んど議論の餘地を認めざるなり

○看守押丁給與品に就て

看守押丁給與品及貸與品規則は最近の改令發布にして兩者等しく實地を斟酌採擇し以て遺憾なきを期せられたるは既に典獄會議の議を経たるに依て見るも明かなる事實なり、然るに此頃聞く所に依れば種々

○刑事訴訟法中改正案の一

二一

の口實を附し給與品の供用期限を延長し若くは給與の員數を減するの結果を見るか如き認可を請ふの申請書を提出せらるゝ向ありと云ふ、而して其理由の主なるものを聞くに或は巡查と權衡を得ざるを名とし或は地方經濟の負擔に堪へざる等殆んど常套語たるか如し、然りと雖も其筋の方針なりと云ふを聞くに巡查には巡查に關する同規則あるなり巡查看守は其職務の相類似する所あるか如しと雖も巡查の職務は看守の如く通霄徹夜勤務に服する時間少く從て被服の毀損相同しからすとの理由より茲に給與の制を改められたる所以にして地方經濟の負擔に堪へざる等の理由の如きは畢竟看守押丁の職務を完全ならしむるに伴ふ必要費にして削減を加ふるを許すべからざるを以て總て右等の理由のみを以てして其供用期限の変更は到底認可せられざるの方針を取られつゝありと云ふ、余輩は從來看守待遇の巡查に及はざるを慨すること久し今や僅に巡查の規定に凌駕する折角の改正規則を發布せられたるの今日猥りに其不權衡を云々するか如き監獄當局者の意向何れの邊にあるやを知らざるなり當局者幸に三省せられて可なり

目下帝國議會に提議中の刑事訴訟法の改正案に依れば密室監禁の制を廢し保釋を許さるゝの言渡に對し抗告の道を開きたるは近代立法の一進歩なりと謂ふへし現行刑事訴訟法の密室監禁の規定は獄制の改良漸く分房制の實施せらるゝに従ひ徒法に屬すへきは予輩の豫測せし所なりと雖も被告人と他人の間に書類物件の授受は必ず豫審刑事の檢閲認可を経へきことを規定したるは罪證湮滅を防ぎ事實發見の爲め寔に道理あることなりと雖も現行法に於て書類書籍とあるを書類物件と改めたるより實際上種々の障礙を生ずるの恐なき能はず何となれば單に物件とし云へは其範圍甚だ廣大なるを以て現行監獄則に於て典獄の職權に屬したる衣類食物の差入許否權も豫審判事の職權に歸し逐一豫審判事の認可を経ざるへからざるは被告人と他人との間に衣類食物の授受又或は通謀の媒介たらざるなきを保せざるより茲に至るものなりと雖も社會に於て縁固ある刑事被告人に對し其親屬故舊より衣食差入を出願する者ある

毎に時々刻々一々豫審判事の檢閲を経ざるべからざる如きは繁雜に過ぐるのみならず無数の手数を要し事實容易に行はるべしとは想像し能はざるなり、何となれば改正法案中別に例外の規定なき以上は一枚の衣、一椀の食尙且つ豫審判事の認可を待たざるべからざるに至るべしはなり、是れ即ち改正法案は法理論としては至極肯綮を得たりと雖も事實論として是非とも之れが例外の規定を設け置かれんと尤も機宜の當を得たるものなるべし

保釋を許さざるの言渡に對し抗告の道を開きたるは被告人の利益を保護し豫審判事の專横を防ぐの意に出でたるは條理を得たるものなりとす規行法に依れば保釋制度を設けありと雖も實際上殆んど有名に失し運用の範圍甚だ狹隘に過ぎ被告人をして久しく憂を感せしむるの嫌あるのみならず保釋を許すに各なるの結果被告人の滯獄永きに涉り監獄の經費に莫大の關係を及すものなることは監獄當局者の平素憂慮する所なるを以て此改正を見ること蓋し双方の爲め便宜利益を謀るの趣旨に出たるべきを信す

要するに兩者の改正法案は裁判の確實を期し併せて個人の權利を尊重するに出でたるものなりと雖も一

面監獄行政の上に關係すること多きを以て當局者は須らく之れが利害を研究し置かれんことを要す

○微罪の被告人を拘禁するは不可ふり

在監人の多少は忽ち監獄經費の上に莫大の關係を有するを以て犯罪の減少消滅を計圖すべきは素より國家の希望する所なりと雖も社會の進歩に従ひ漸次犯罪の増加するは古今東西其軌を一にする所なり是れ即ち犯罪の機會益々増加すると同時に犯罪の手段愈々巧妙に趣くの原因にあらざるはなし、然りと雖も一方に於て法網益密を加へ審理愈敏速を費ふに至らば犯罪の増加又必ずしも恐るべしに足らざるべし余輩熟々監獄の實況に就き刑事訴訟の進行如何に依て之を観察するに現行の豫審制度の可否は姑らく置き輕微なる犯罪事件に對する刑事被告人の入監者多きと在監時日の比較的長きに過ぐるは今日の如く監獄に多數の被告人を見るに至るの原因にあらざるはなし客年十二月末日現在在監人總數七万六千二百六十六人の内刑事被告人は九千三百二十六人にして囚人五万八千九百一十一人に對する割合は實に十五、九プロセン

ト以上に相當せり、而して此被告人には或は審問の結果無罪免訴等に依り放還せらるゝに至る者幾何あるか茲に詳かに之を證明するを得ずと雖も微細なる犯罪の爲め殊に犯跡顯著にして然かも再び社會に危害を及ぼすことなき偶發性の犯者も多からんと想像せらるゝ現んや是等微罪者を監獄に拘禁するの結果として或は他日元惡大怒に變化せらるゝもの未た是れなしとせざる事實歴々として明かなるに依て之を見るも法律の許す範圍に於て一も二もなく犯者とし逮捕すれば忽ち之を監獄に投するか如きは國家政策上の爲め決して策の得るものにあらざるべし、何となれば是れ即ち監獄の經費を増大にし小惡を兇惡に惡化せしむるの媒介たるなきを得ざるの恐れあるべしければなり以上は須らく檢事及承審裁判官の細心注意を要する點なるべしと監獄當局者は云へり、余輩は他日詳細なる統計を掲げ之を細論するの時機あるべし

○身分帳の整否に就て

此項内務省當局者の談に依れば目下何れの監獄に於ても當局者の監獄改良に熱心なるには敬服の外なし

と雖も動もすれば改良に熱心の餘勢に驅られ本省に於ける改良事項の趣旨方針のある所を詳悉せず往々儀式的に流れ易きの弊なきを免かれざるか如し殊に身分帳關係書類は就中此缺點多かるべしと察せらる例へば身上票各欄の記入に就き監獄署の調査と警察署の訂正回答を詳査するも前科の欄内監獄署の調査は前科の刑期犯數位を記入し處刑の年月及執行地等不詳とあるも警察署の回答に依れば處刑の年月日を詳記し某縣監獄署に於て執行と然かも前科は照會を發せし監獄に於て自ら行刑せしことを警察の回答に依て初めて知りしか如き其他生育性質行狀尊屬卑屬の有無氏名記入の如き或は脱漏し或は簡單に失し其正鵠を得ざるもの多し是れ即ち儀式的に失する所以にして是等は身上票の効を有せざるものと云ふも不可なきか如し、其他作業表の如きも轉業監房の轉換等の記入を等閑に付せるより該表に依て本人の居房作業の何たるを知ること能はざるもの多し、視察表に於て最も儀式的の記入を以て全紙を塞くもの過半なり何となれば各欄の記入最初に相當の記入あるも以後毎月の記入は只全上若くは全前にあらざれば前月に全し等然かも定式の記入と認むべきものは豫め

木版を以て押捺しあるに依て見るも明なり

○典獄正服の摸本

本誌口繪に掲けたる若山、永田兩典獄の着服は今回改正せられたる典獄正服にして、日本橋區元大工町鈴木宗兵衛に於て調製したるものに係る、地方典獄諸君に於て、同服調製上多少御参考にもならんかとの注意を以て之れを兩氏に乞ひ、本會に於て攝影し、更に寫真銅版に復寫せしめ本誌に掲ぐるに至れり、併し復寫の爲め不鮮明に至りしは深く遺憾とする所なり

○典獄の交代に就て

典獄の交代頻繁なるは治獄改良の今日に於て決して喜ぶべき現象にあらざるなり、何となれば如何に經檢あり、實務に老練なる典獄其人と雖も屢次其任地を轉するの結果として獄務改良上多少の蹉跌を招くは勢免かるべからざる事實にして是れ蓋し典獄は即ち監獄の首腦にして書記看守長看守以下の吏員は典獄の身体手足となり首腦の支配を受くるものなるに其首腦の屢變轉し其位置の鞏固ならざるものに至て

は身体手足の運動得て敏速なるを得ざるは當然の事理なるを以てなり、然りと雖も熟々考ふるに監獄の改良は文明進取的の智能を有するものを待つにあらざるは決して其任に堪ゆる能はざるは勿論なるを以て老陋凋渴したる首腦は亦此際之を易置變更するの必要あるは止むを得ざる所なり、昨年以來典獄の交代頻繁なるは要するに其原因後者にあるは予輩の確信して疑はざる所なりと雖も苟も其素因茲にあらすして猥りに其任地を轉するものありとせんが余輩は監獄の爲め之を取らざるなり、之を要するに自今典獄の一黜一陟は苟も其不能に原因するにあらざるよりは猥りに政治的風波の爲め動搖せしめざらんことを當局政府に希望するものなり、左に去月以降の典獄交代を列擧せん

警視廳典獄從六位 若山 茂雄

任集治監典獄叙高等官五等

東京集治監詰を命ず

熊本縣典獄正七位勳五等 藤澤 正啓

任警視廳典獄叙高等官六等

補第四部長鍛冶橋監獄署長(年俸千圓)

和歌山縣典獄從七位勳六等 豊野 胤珍

任警視廳典獄叙高等官七等

補市ヶ谷監獄署長(二級俸下賜)

山口縣典獄從七位 坪井 直彦

任熊本縣典獄叙高等官七等

警視廳典獄正七位 有馬四郎助

任神奈川縣典獄叙高等官六等

青森縣上北郡長正八位 松島 四郎

任山口縣典獄叙高等官七等

警視廳兼警視廳監獄書記從七位勳六等 中摩 速衛

任和歌山縣典獄叙高等官七等

(以上一月廿四日)

任德島縣典獄叙高等官八等

德島縣屬 石井 光美

(二月七日)

以上諸氏の榮轉は余輩之を祝賀するに吝ならずと雖も京童の傳ふる所を聞くに數者の交代榮轉は或る政治的意味に原因するものなりと、是れ素より奮東野人の言として余輩は之を信する能はずと雖も若し假りにも斯る分子の其裡に包含せるものありとせば余輩は監獄の爲め之を惜まざるを得ざるなり、何となれば將來我監獄事業は動もすれば政事の渦中に投せらるゝに至るの日あらんことを憂ふればなり、聊か

記して當局者の誨を請ふ

○中村襄氏の消息

警視廳第四部首席書記中村襄氏は今回其職を辭せられたり、事態如何にも唐突に出て且四部長交代の際にもあり、何乎深き理由あるものゝ如く、此間種々の想像を書き、地方に在る氏の親友、若くは本會々友諸君等より之れを聞かんとして尋ね越さるゝ向抄からずと雖も、本會の聞く所に據れば全く家事上止むを得ざる事情の爲めに外ならずと云、勿論監獄事業には斃れて止むの熱誠家として自他の許す所、况や實務家に人を要するの今日、斯道有數の士を長く閑地に優遊せしむるは斯道の爲め之を許さず、氏も又機を見て起つの意あるべし因に氏は目下母堂の長病と愛子の大患を看護するの傍ら、監獄に關する某件の調査と讀書に餘念なきものゝ如し

○甲斐德島縣典獄の訃音

故德島縣典獄甲斐秀成氏は多年監獄事務に經檢あり且其熱心の他に超脱したるは同人社會の共に認むる所なるは氏か栃木、德島に歴任したる獄治の成績に

依て予輩は之を證すべきを知る、現に氏の徳島縣に榮轉せられたる以來全縣監獄の治績赫々たりしもの多かりしに遽然一月廿三日を以て病魔の襲ふ所となり忽然として故人となれり、氏の不幸は獨り予輩の悲哀に堪へざる所なるのみならず荷も氏を知る者は等しく同憂の情に堪へざりしを信す、今や氏は既に隔世の人となり氏を見るを得ずと雖も氏が多年斯事業の爲め盡され斯事業の爲め斃る氏こう眞に獻身的斯道者と謂ふべきなり、記して氏の不幸を吊す

○監獄新築の落成移轉

(香川縣、神奈川縣)

監獄の改築は監獄改良の骨子たることは等しく全人社會の認むる所なりと雖も其費用の地方稅支辨たるの今日に於て之を遂行せんことは到底其難事たるは何人も之を知る、然り此難境に立て監獄の建築を敢てする者全國夫れ幾何かある苟も典獄の熱誠と地方議會の之か經費支辨に各ならざるにあらざるよりは奚ぞ此大事業を成就するを得んや、曩きに愛知縣監獄署の新築竣功を告げ今亦香川縣、神奈川縣監獄の改築落成し在監人を移轉するを見る、香川縣監獄改

築工事は明治二十九、三十の兩年度繼續事業にして其費額拾一万三千餘圓を要し既定の設計に依り竣功し客年十二月十一日を以全監を移轉せらる、神奈川縣監獄署は明治二十七年乃至明治三十一年度の五ヶ年繼續事業にして其費額總計二十四萬餘圓を要し本月六日を以落成し全部を移轉せらるゝに至れり、元來典獄の職たるや行刑百般の事務を統督するに日も尙足らざるに傍ら監獄建築の大工事を督勵し今日の大成を見るに至る當局者の其勞決して尠なしと云、況んや監獄の建築は國家百年の大計を後世に遺す者に於てをや予輩は茲に之を報すると共に全國に向て改築工事の速成を望ますんばあらざるなり

○小河監獄事務官の歸京

嚮きに群馬外三縣へ監獄巡閱として出張せられたる小河監獄事務官は加藤法學士を隨へ豫定の巡閱を終へ本月二日歸京せられたり氏は先づ群馬縣に至り本支署の巡閱を終へ茨城縣に出て尋て千葉縣を了し最後に埼玉縣の本支署を巡閱せられたりと云ふ

○印南内務屬の歸京

小河事務官と相前後して岩手外三縣へ出張せられたる印南内務屬は行旅の艱難を侵し岩手、山形、青森の監獄巡視を終へ本月十六日無事歸京せられたり尤も秋田縣は五寒の候殊に行路の難甚たしきのみならず豫定以外の時日を要するを以て終に巡視の運びに至られざりしは實に止むを得ざるに出でたるものなりと云ふ

○三浦内務屬の出張

先きに東京集治監典獄の交迭ありたるより三浦内務屬は其筋の命に依り本月八日より全監に出張し監治一切の事務を調査せらる曩きに宮城集治監に上田屬の出張せられたる例もあり可成本省直轄の集治監典獄交迭の際は内務省より局僚を派遣し其事業を詳細調査せしめらるゝことに内定し置かれんことを望む是れ蓋し前任者の治績を知るに便宜多ければなり

○痰壺の装置

(茨城縣監獄醫萩谷忠君報)

痰唾の取扱に就き注意を要すべきは今更贅言を持たず凡そ呼吸器系に屬する疾患悉く之に關係すと云す

も敢て不可なからん二三歐國既に略痰取締規則を設けつゝあり

新任野口典獄大に囚徒の衛生に注意し之か改良の點一二にして足らす近くは各工場監房等悉く唾壺を備



へ尙構内各所に踏上げ唾壺なるものを備へ官吏人民囚徒の使用に供し途上略痰を禁したり余は典獄の意を享け右踏上唾壺の考案をなすも或は幾分の欠點なき能はさるも益々之か改良を加へ監獄は勿論各市街に設置の必要あるを以て當局者の参考に供せんが爲

め之か略圖を添へ貴會雜誌の紙面を汚さんと欲す今や内地雜居も目前に迫りつゝあり監獄に市街に之れか設備の一日も速かならんことを切望す

○看守懲戒免職者報告

- 廣島縣報告
 - 明治卅一年十一月 廣島縣平民 山本新松
 - 同 年十二月 同 上 梶原又一
 - 同 同 上 爲森三平
 - 愛媛縣平民 水口虎勝
 - 兵庫縣報告
 - 明治卅一年十一月 兵庫縣平民 井上鹿藏
 - 同 年十二月 同 縣士族 伊藤恂
 - 同 同 月 愛媛縣士族 野中正範
 - 同 同 月 岡山縣平民 綱島悟岡

- 同 年 同 月 德島縣平民 須藤多賀助
- 明治卅一年十二月 德島縣報告 落久保國太郎
- 愛媛縣報告
 - 明治卅一年十二月 滋賀縣報告 佐伯幸太郎

- 島根縣報告
 - 明治卅一年十一月 島根縣平民 藤間四五六
 - 同 同 上 木島豊太郎
 - 岡山縣報告
 - 明治卅一年十一月 岡山縣平民 佐藤喜藏

寄書

本國の玉璫は何れも前段に登載すへき吾の處緊急記事編輯し茲に至りしは深く編者の謝する所なり

○新年に際し同情諸氏に告ぐ

吉田徳太郎

一陽來復和氣洋々の間に同情諸君と俱に新年を迎えしは轉々祝賀の至りに耐えざるなり而して飄つて吾監獄社會の狀態を通觀すれば一進一退未だ以て歩調の整はざりしものありしは深く吾人の遺憾とする處にして己に吾人の抱負をして吾同情諸君に訴へたる事の再三再四に止まらざるは諸君の諒とせらるゝ處なるべし

諸君吾人が監獄改良主義とする處保守にあらず漸進にあらず常に急進的改良を欲するもの時に偶々滿腔の熱血溢れて知らず議論の奇激に失するものあり隨て先聲譏者の同情を得る不能る可かりしも監獄改良の期待する處吾人が平素の持論と其差徑庭ならざるものあらんとは吾人の常に確信する處なり
諸君己に歳と俱に其思想を新にし監獄改良を企畫するの新抱負あらん蓋し監獄事業なるものをして改良

の實蹟を奏せん事を期待せんか須臾らく同情諸君の一致團結を鞏固にし一身を捧げて以て斯業に盡瘁努力するの勇勿る可からず思ふに同情諸君が一致團結の力を鞏固にし斯業の改良發達を期すべきは斯業を以て天職とせらるゝ諸君の大責任なり大責務たり況ん哉内地開放は目睫の間に切迫し區々細事に拘々し斯業改良の事亦等閑に附す可からざるの秋に於てをや諸君彼の艦船の能く高波を蹴つて遠く其目的とする彼岸に達するもの蓋し上一致の團結力を鞏固にし我々營々其職に従事せし結果にあらずや故に若し夫れ船員たる船長以下水夫火夫等の一致團結力の鞏固なるなく船員個々の動作に出るが如き事あらんが獨り其目的の彼岸に達し不能る而已ならず遂に中途に挫折し亦進んでは奈落の底に沈没するの不幸を觀るに至るや寔に必せりと云ふ可し

夫れ如斯船員一致團結の鞏固は安全にして能く其目的たる彼岸に達する事を得べし故に斯業亦天職とし従事せらるゝ同情諸君の一致團結力を鞏固にし一身を提して以て盡瘁努力するあらば豈に何ぞ獨り監獄艦たる大艦の其目的とする彼岸に達し得ざるの理由あらん哉唯だ監獄艦たる偉大の艦船をして能く無事に平穩に目的たる彼岸に達せしめん事同情諸君の一致團結の力を鞏固にし中途にして其思想を挫折し遂に願慮一致の動作を缺かざらん事を期するに在る而已爾ふ同情諸君監獄艦たる大艦の艦装は己に業に成

れり諸君奮勵一番歳と俱に新にせられたる思想を以て進行し一致團結能く監獄艦たる大艦をして其目的とする處の彼岸に達せしめん事を敢て新年を迎ふるに際し同情諸氏に告ぐ

○明治三十一年を迎ふ

在岡山 藤井短人

一陽來復乾坤一新明治三十一年の春來る際起一番思ふに百年の長謀を立るは十二年にあり一年の謀は今朝にありと宜なる哉東天將に紅ならむとするの前祥雲霞き瑞氣滿々たり而して飄然の中に金輪高く躍り日の燭るゝ所は物として天眞爛熳たらざるはなし是豈晏天の此風光を自然に畫いて新禧を表彰せしならむ乎思ふて茲に至れば天は高くして幽玄に地は低くして深厚に陽は顯にして雄壯に陰は晦にして悽惋たり而して其妙理のある所を悟らば天地聲なしと雖も一年三百六十餘日の長くして短かき此一年を模糊の間に送る勿れがしと吾人等に教示的の明鏡とならざるはなし

知る司獄に執掌せらるゝの諸君吾人と感を同せられん乎心裡自ら浩氣を生せざるはなしと萬里同風迎年の始め此祥瑞のあるあらんを冀くは倍々獄界の進歩併て諸君の萬福を祈る

○寄監獄學會

在神戸荒田再生 夏川鷹五郎

雜誌行于世其種類最多而適事實者實稀矣獨監獄雜誌得其當且博其名余常購讀之其議論卓絕誠不背其名者也彼與營利的雜誌同日可語哉各府縣贊成之者上自高官下迄看守意思投合至購讀之嗚呼可謂成隨經歲累月益改新議論亦極精妙購讀者益增加及多余爲國家大所祝也蓋此雜誌者所使爲監獄事務運轉之機關也即其任重且大社員諸彦之勞深可察也余賦一詩以謝其勞

○擊劍

同人

劍術者我國之古道也昔諸侯武士專學之其術有數派各成一家焉抑劍者守國之要道也彼平亂賊治四海皆因其功嗚呼劍之術亦可謂大矣明治維新之際先禁帶劍於是乎武道自廢遂至帶刀劍然而及亂賊再起唱劍術之要各地有講之者獄吏亦帶劍感其必要日課常不意之我兵庫縣監獄警員期日時專試之然不依其流派唯演技藝而耳嗚呼劍道亦不可廢乎賦一詩以告劍者竹刀憂々爭雌雄、技術難窮力易窮、今日鍊磨磨昔日、不知何歲見其功

洋服調進
和洋織物內水雜貨

同廳御用

合名
會社
鈴木組商會

電話本局七六一番
東京日本橋區元大工町四番地

